大学通信教育

大学通信教育について

大学通信教育は、学校教育法第84条※に定められており、地理的・時間的制約がある社会人など、通 学課程とは異なる様々な学びのニーズに対応し、大学教育の機会を広く提供している。

※学校教育法 第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

通学制の大学

124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可 (大学設置基準第32条第5項)

卒業に必要な単位数 = 124単位

面接授業

遠隔授業可 : 60単付まで

124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授 業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放 送授業による修得可(大学通信教育設置基準第6条第2項)

通信制の大学

卒業に必要な単位数 = 124単位

面接·遠隔授業 :30単位以上

放送授業、 印刷教材等による授業

う510単位=放送授業で代替可

授業の方法

卒業要件となる 単位数

- 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併 用により行う(大学設置基準第25条第1項)
- 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に 利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる (大学設置基準第25条第2項)
 - 【※】平成13年文部科学省告示第51号(次ページ参照) ⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業に 相当する教育効果を有すると認められることが必要。

- ①面接授業
- 同左(大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)
- ②遠隔授業
- て行う授業)
- (メディアを利用し 同左 (大学通信教育設置基準第3条第1項により準用)
- ③放送授業
- 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業 (大 学通信教育設置基準第3条第1項)
- 添削等による指導を併せて行うものとする(同条第2項)
- 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその 4 印刷教材等 内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授 による授業 業(大学通信教育設置基準第3条第1項)
 - 添削等による指導を併せて行うものとする(同条第2項)

112

(参考)参照条文

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)抄

- 第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 【※】平成13年文部科学省告示第51号 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、<u>次に掲げるいずれかの要件を満たし</u>、 大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。
 - 1. <u>同時かつ双方向</u>に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を 授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの
 - 2. 毎回の授業の実施に当たって、<u>指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面</u>することにより、<u>又は当該授業を行う教員もしくは 指導補助者が当該授業の終了 後速やかに</u>インターネットその他の適切な方法を利用することにより、<u>設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの</u>であって、かつ、<u>当該授業に関する</u> 学生等の意見の交換の機会が確保されているもの
- 第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することとのほか、大学が定めることとする。
- 5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、<u>第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとす</u>る。

大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)抄

- 第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。)を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業(次項において「<u>印刷教材等による授業</u>」という。)、主として放送その他これに準ずるもの(インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。)の視聴により学修させる授業(次項及び第六条第二項において「<u>放送授業</u>」という。)、大学設置基準(昭和三十一年文部科学省令第二十八号)第二十五条第一項の方法による授業(第六条第二項及び第九条第三項において「<u>面接授業</u>」という。)若しくは同条第二項の方法による授業(第六条第二項において「<u>メディアを利用して行う授業</u>」という。)の<u>いずれか</u>により<u>又は</u>これらの<u>併用</u>により行うものとする。
- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。
- 第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち<u>三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するもの</u>とする。ただし、当該三十 単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

留学生交流

主要国の留学生受入れ戦略一覧

国名	米国	英国	オーストラリア	ドイツ	フランス	韓国	日本
留学生受入 れ数 学士・修士・博士 の学位取得留学	97.1万人(2016) ↓ ▲14% 83.3万人(2021)	43.2万人(2016) ↓ +39% 60.0万人(2021)	33.6万人(2016) ↓ +13% 37.8万(2021)	24.5万人(2016) ↓ +54% 37.6万人(2021)	24.5万人(2016) ↓ +3% 25.3万(2021)	6.2万人(2016) ↓ +92% 11.9万人(2021)	14.3万人(2016) ↓ +51% 21.6万人(2021)
受入れ元上 位5か国 (2021) ※↑↓は、5 年間で20% 以上の人か 増減のあった 国を示す 【出典JOECD 編『図表で見る 教育2022』を 元に作成	1. 中国 295,398人(35%) 2. インド↓ 109,329人(13%) 3. 韓国↓ 38,783人 (5%) 4. カナダ↓ 26,056人 (3%) 5.サウジアラビア↓ 23,225人 (3%)	1. 中国↑ 145,779人(24%) 2. インド↑ 83,923人(14%) 3. ナイジェリア↑ 21,241人(4%) 4. アメリカ↑ 19,027人(3%) 5. 香港 16,577人(3%) ※インドからの受入れ人数は 5倍の増。	1. 中国 93,437人(25%) 2. インド↑ 68,725人(18%) 3. ネパール↑ 32,999人(9%) 4. ベトナム 14,111人(4%) 5. インドネシア 11,683人(3%) ※中国の割合は8ポイント減。 ※ネパールからの受入れ人 数は2.2倍の増。	1.中国↑ 38,386人(10%) 2.インド↑ 28,773人(8%) 3.シリア↑ 16,653人(4%) 4.オーストリア↑ 16,231人(4%) 5.トルコ↑ 11,588人(3%) ※インドからの受入れ人数は 2.5倍増、シリアは6倍、トルコは2.1倍の増。	1.モロッコ ↑ 34,961人(14%) 2.中国 23,450人(9%) 3.アルジェリア ↑ 23,177人(9%) 4.セネガル ↑ 12,125人(5%) 5.チュニジア 10,003人(4%)	1.中国↑ 59,344人(50%) 2.ベトナム↑ 24,928人(21%) 3.ウズベキスタン↑ 7,641人(6%) 4.モンゴル↑ 4,902人(4%) 5.ネパール↑ 2,611人(2%) ※中国の割合は12ポイント 減。 ※ベトナムからの受入れ人数は7.3倍、モンゴルは3.5倍、ウズベキスタンは3.4倍、ネパールは2.1倍の増。	1. 中国 ↑ 99,472人 (46%) 2. ベトナム ↑ 43,275人 (20%) 3. ネパール ↑ 18,405人 (9%) 4. 韓国 14,782人 (7%) 5. インドネシア ↑ 5,086人 (2%) ※中国の割合は7ポイント減。※ベトナムからの受入れ人数は2.3倍、ネパールは2.2倍の増。
留学生受入 れに関する国 家戦略名 策定年・達成 目標年	連邦政府における国際戦略は策定・公表されていない。	国際教育戦略: グローバルな可能性と成長 (International Education Strategy: global potential, global growth) 策定: 2019年達成目標: 2030年	豪州国際教育戦略 (Australian Strategy for International Education) 策定:2021年 達成目標:2022年	ドイツにおける高等教育教育機関の国際化に向けた連邦・各州学術担当大臣の戦略 (Strategie der Wissenschaftsminister/innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulenin Deutschland) 策定: 2013年達成目標: 2020年	「フランスへようこそ」戦略 (Bienvenue en France) 策定:2018年 達成目標:2027年	韓国留学生受入れ 30万人プロジェクト Study Korea 300K Project (2023) 策定:2023年 達成目標:2027年	「教育未来創造会議第二次提言」 「教育振興基本計画」 「戦略的な留学生交流に関する検討会報告書」 策定:2023年達成目標:2033年
数値目標	C-11 CV "6V 10	【受入れ】 ・教育関連の輸出額 を年間350億ポンドに 増やす。 ・英国の高等教育で 学ぶ留学生を年間 60万人に増やす。	【受入れ】 ・数値目標の設定はない。	【受入れ】 ・35万人(学生数の 1/3相当) 【送り出し】 ・全学生の50%が外 国での学修・研究の 経験。そのうち3分の1 が外国に3ヶ月以上 滞在。	【受入れ】 ・50万人 【送り出し】 ・より多くの学生を海外に送り出す(送り 出しに関する具体的な数値目標は定められていない。)	【受入れ】 ・22万人の留学生受入れ(世界10位圏に) ・加えて、大学間交流に基づく学生交流や教育ODA等を8万人に拡大。	【受入れ】 ・40万人(うち高等 教育段階38万人) 【送り出し】 ・50万人(うち高等 教育段階38万人)

主要国の留学生受入れ戦略(米国)

国家戦略の策定・公表なし

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	連邦政府における国際戦略は策定・公表されていない。				
留学生受入れに係る主な取組					
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で見る教育 2022』を元に作成	公立:\$9,212 (139万円) 私立:\$31,875 (481万円) ※公立大学の学費は、In-District/In-State/Out-Stateの別に設定。平均的には、 <u>Out-StateはIn-State</u> の2倍以上となる。				
留学生向け奨学金	 ▶フルブライト奨学金 ・毎年新たに支給される奨学生8,000人(160か国以上) (8,000人は米国人学生の派遣も含む数字) Ex. 日本人学生向けプログラムの例 生活費\$1,320~2,660(19.9~39.9万円)/月、授業料、渡航費(同伴家族1名分含む)、住居手当・家族手当等を支給 ・資金源は、米国国務省、相手国政府、民間支援 				

主要国の留学生受入れ戦略(英国)

国際教育戦略:グローバルな可能性と成長

(International Education Strategy: global potential, global growth)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	英国は、世界トップクラスの教育を提供し、世界的な評価を得ており、国際市場で強い存在感を示している。(中略)これは英国に多くの利益をもたらす。経済成長に重要な貢献をし、投資や雇用を生み出す助けとなる。また、英国のソフト・パワーの拡大はより広範な恩恵をもたらす。国際的な協力関係の強化により、貧困のような世界的課題への取組を支援し、ひいては国家安全保障を強化することができる。世界の教育市場は急速に発展している。これにより、英国も多くの機会を得る一方、野心的な競争相手も行動を起こしている(中略)。教育輸出を2030年には350億ポンドに増やすことを目標とする。(中略)。この目標達成には、年平均4%の成長率が必要であり、そのため留学生数の世界市場シェア拡大を目指す。(中略)この目標は単に経済的なものだけではない。国際的な協力は、海外からの英国の制度へのより良い理解に資する。適切な場合には、他国の教育改革を支援するために活動している英国の教育提供者に対し、知識の共有や政策の交換を支援することで、政府の支援を提供する。 この目標の一環として、英国で学ぶ留学生数を2030年までに60万人に増やす。より広くは、グローバル・パートナーの教育目標を支援し、英国の世界的な影響力を高める。
留学生受入れに係る主な取組	5つの分野横断的な戦略アクション ①国際教育を率先する熱意あるリーダーを指名 ②英国の教育の幅と多様性を広報する「Education is GREAT」のキャンペーンの国際的な展開の強化 ③引き続き留学生受入れ環境を整備し、競争力ある提案の開発 ④政府の関与や国内外の政府部門が調整する仕組みを構築し、政府全体としての取組を確立 ⑤英国の教育輸出データの正確性や範囲を改善し、より明確な教育輸出活動に活用 ※具体的なアクション計画には、外国人学生に対するビザの見直しや申請プロセスの見直し等も含まれる。
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で 見る教育2022』を元に作成	公立(注): \$12,255 (185万円) ※ <u>留学生の授業料は各大学が自由に設定可。</u> 留学生の年間学費は大学や学部によって異なり、£11,400 - £38,000 (平 <u>均約 £ 22,200 (424万円)</u>) (注:国立と私立の考え方が日本と異なるため、英国の大学をほとんど国立としている資料と全て私立としている資料があり、『図表でみる教育』の整理に従った。)
留学生向け奨学金	▶チ−ヴニング奨学金 生活費953ポンド(18.2万円)/月、授業料、渡航費を支給 修士段階以上が対象

主要国の留学生受入れ戦略(オーストラリア)

豪州国際教育戦略(Australian Strategy for International Education)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	国際教育は、オーストラリアの社会的、文化的、経済的繁栄に重要な役割を果たすようになり、過去10年間で同国経済に2500億ドル近くをもたらした。2015年には同国経済に190億ドルの貢献があり、2019年には403億ドルとほぼ倍増した。この結果、国際教育は同国最大のサービス輸出となり、輸出セクター全体では第4位となった。また、留学生やその家族、友人たちは、観光客経済にも大きく貢献し、雇用や経済の機会をさらに生み出している。(中略) このセクターをより持続可能なものにし、成功のための新たな機会を創出し、国内外の学生の経験を向上させるために、これまでとは異なることを行うことが重要である。多角化はこれらの目的の中心となる。
留学生受入れに係る主な取組	・留学生の出身国の多様化 ・多様なオンライン教育及びオフショアプログラムの提供 ・留学生のオーストラリア内外での就職を念頭においた技能・技術教育の提供 ・イノベーションや経済成長に合致した国際的な研究協力の促進 等
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表 で見る教育2022』を元に作成	公立: \$5,031 (76万円) 私立: \$9,239 (140万円) ※国内学生と留学生の別に設定。 Ex. シドニー大学の人文・学士課程の例(2023) 国内学生: 1.5万豪ドル (約136万円) 留学生: 4.6万豪ドル (約418万円) (高等教育機関は、留学生が国内学生の定員や教育機会を圧迫せず、かつ国内学生の教育資源を減少させないために、留学生から徴収することとされている。このため、留学生に提供する課程の全てのコストを賄うに十分な料金を徴収しなければならない。)
留学生向け奨学金	連邦政府としてのファンドはない。 (大学の取組として留学生誘致のための奨学金を設ける場合に、州政府が支援するものもある。)

主要国の留学生受入れ戦略(ドイツ)

ドイツにおける高等教育教育機関の国際化に向けた連邦・各州学術担当大臣の戦略 (Strategie der Wissenschaftsminister/innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulenin Deutschland)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	国際化はドイツの大学の機関としての特性を形作る中心的な要素であり、質の向上に不可欠な手段として、大学改革の推進力にもなっている。 国際化は、学術的な協力と文化間の対話を促進する。 国際化は、大学のさらなる発展と科学の拠点としてのドイツに決定的な影響を与える。 私たちは、他国の優秀な大学と魅力的かつ競争的に競い合い、グローバルな課題の解決に貢献できるような大学を求めている。
留学生受入れに係る主な取組	9つの重点行動領域: ①各高等教育機関の戦略的国際化、 ②国際化のための法的枠組みの改善、 ③歓迎する文化の確、 ④国際的なキャンパス設立(国際的な学習機会の提供)、 ⑤学生の国際的な移動促進(カリキュラムに拘束力あるモビリティ・ウィンドウの組込み、海外での学業・試験成績の認定の改善、海外大学との国際学位プログラムの充実(JD、DD含む)等)、 ⑥高等教育拠点としての魅力の向上(魅力的な教育プログラムと近代的なマーケティングを通じた主要な留学地としての地位向上。選抜の改善、学業成績の向上、留学生の統合において大学を支援)、 ⑦海外の優秀な若手研究者の獲得、 ⑧国際的な研究協力の拡大、 ⑨国境を越える高等教育の提供体制の確立(海外での教育プログラム提供・海外の高等教育機関との協定への支援)
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表で 見る教育2022』を元に作成	公立:大半の州立大学では、初めて専攻する学士課程や多くの修士課程では、 <u>留学生を含めて、基本的に授業料はかからない。</u> ただし <u>州により、授業料徴収の対象となることがある。</u> Ex. バーデン=ヴュルテンベルク州の州立大学の場合、EU以外からの留学生は1学期あたり€1,500(約25万円)の授業料を支払う。
留学生向け奨学金	▶ドイツ学術交流会(DAAD) 奨学金 生活費861~1,200€(14.1~19.7万円)/月、住宅手当、家族手当、語学研修、渡航費等を支給 修士段階以上が対象

主要国の留学生受入れ戦略(フランス)

「フランスへようこそ」戦略 (Bienvenue en France)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	留学生の数はソフトパワーの一要素であり、その国の教育システムの魅力の表れであり、明日のエリートを育成し、その国の価値観を広める力の証である。 また、留学生が地元地域や教育機関に収入をもたらし、経済的な結びつきを強めるだけでなく、留学生が留学先の国に留まることで、留学先の社会や経済に永続的な影響を与えることもできる。 最後に、留学経験者はしばしば、かつて学んだ国の最高の広報大使となる(フランスでは、キャンパス・フランスが在外公館と連携して管理・運営する「France Alumni」ネットワークに、25万人の修了生が参加している)。						
留学生受入れに係る主な取組	・授業料の値上げ、受入れ環境の改善、奨学金の3倍増を組み合わせた新戦略により、フランスは、質の高い教育を求めるより多くの留学生を惹きつけ、世界有数の受け入れ国としての地位を強化する ①留学生を対象とするビザ手続等の簡素化、②高等教育機関における外国語としての仏語教育及び英語による課程の拡大 ③留学生の受入れ態勢の質を保証するため、条件を満たす機関に対するラベルの付与、④欧州圏外の留学生に対する学籍 登録料の差別化及び奨学金の拡大、⑤外国におけるフランスの高等教育のプレゼンスの向上、⑥留学生誘致の広報活動の 強化						
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表 で見る教育2022』を元に作成	国立: \$230 (3.5万円) ※2019年度より、留学生 (注) は国内学生と異なる学籍登録料を支払うことが義務付けられた。負担額は、学士課程 €2,770 (45万円) で、コース実費の3分の1相当。 (注: 欧州経済地域 (EEA) 加盟国またはスイス以外の国籍を有する留学生)						
留学生向け奨学金	奨学金を3倍に拡充。以下の合計で留学生の4人に1人が免除または奨学金等の対象。 ▶フランス政府奨学金 生活費€1,588(26万円)/月など(理系)、15,000人(現在の7,000人から増加)。マグレブおよびアフリカ諸国の学生が優先される。 ▶大学・高等教育機関奨学金 6,000人分。各教育機関の提携・魅力向上戦略に沿った基準に基づき、各教育機関が授与する。 (外国人博士課程の学生は、特別な支援プログラムの支援も同時に受けうる。) さらに、大学・高等教育機関は、外国の教育機関との二国間協定の枠内で、相互主義を条件として、留学生と欧州学生を同じ学籍登録料とする選択肢を引き続き有する。 エラスムス+のような交換プログラムの一環として受け入れているEU以外の学生を含め、合計12,500人の留学生がこの免除の恩恵を受けることになる。						

[※]日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート(1 \$ = 1 5 1 円、1 £ = 1 9 1 円、1 豪ドル= 9 9 円、1 € = 1 6 4 円、1 ウォン= 0 . 1 1 円)で計算したもの。

主要国の留学生受入れ戦略(韓国)

韓国留学生受入れ30万人プロジェクト Study Korea 300K Project (2023)

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	期待する効果:国家競争力の向上 ・外国人の優秀人材の確保による先端分野の産業競争力向上 ・留学中やその後の就職・定住により、地域経済に経済効果創出 ・優秀な人材と学問的多様性を確保し、研究競争力や世界大学ランキング順位の向上、学科の競争力向上を誘導し、国内学生にも教育機会拡大 ・国内外の学生間交流により異文化理解・グローバル感覚の涵養
留学生受入れに係る主な取組	①留学生の誘致強化(特区の新設、韓国教育院内に誘致センターの設置、留学生ビザに関する規制の見直し、留学生向けの入試にかかる規制緩和等) ②地域需要に合わせた人材誘致及び定住支援 ③先端分野人材(理工系)や新産業を牽引する人材の戦略的誘致(政府奨学金の拡充、世界トップクラスの教授人材の誘致、英語課程の拡大、定着のためのビザのファストトラックの新制度等) ④韓国留学の裾野拡大のための広報等強化(韓国語教育の活性化、海外大学との連携強化等)等
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表 で見る教育2022』を元に作成	公立: \$4,814 (73万円) 私立: \$8,621 (130万円) 留学生は定員外での受入れが可能であり、 <u>各大学独自に授業料設定可能。</u> 約9割の大学で留学生誘致のため授業料減免措置。ただし留学生受入れの認証評価(国際力量認証評価)において、基 準を超えた授業料減免は制限される。 2017年時点で、 <u>約8割の大学において、韓国人学生より外国人留学生の方の負担率が低い</u> との調査結果あり。
留学生向け奨学金	▶韓国政府奨学金(GKS奨学金) 90~100ウォン(10~11万円)/月 約1400人に支給 専門学士、学部、修士、博士の学位取得に必要な生活費・学費等 ※経済協力の需要が高い国(ポーランド、UAE等)、理工系人材が多い国(インド、パキスタン等)の選抜規模を拡大する方針。

主要国の留学生受入れ戦略(日本)

「教育未来創造会議 第二次提言」、「教育振興基本計画」「戦略的な留学生交流に関する検討会報告書」

留学生受入れの考え方 (戦略文書中、関連部分抜粋)	○外国人留学生の受入れの推進 ・諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上や今後の社会の発展に寄与する高度外国人材の確保等の観点から、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図る。このため、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。 [教育振興基本計画(2023)]
留学生受入れに係る主な取組	①留学生の受入れ、②日本人学生の送り出し、③大学の国際化が相互に作用し循環するグローバルエコシステムを構築。 【留学生受入れ】 ・戦略性を持った留学生獲得の強化(JASSOの情報収集・戦略立案機能の強化、我が国としての一元的なリクルーティング機能の強化等) ・奨学金の充実(重点地域・分野の反映等) ・国内就職支援、日本語教育の充実 ・安全保障貿易管理・研究インテグリティの推進、適正な受入れと在籍管理の徹底等 【大学の国際化】 ・留学生支援体制の強化や国際通用性のある教育の展開(外国語による授業、留学生と日本人学生が共に学ぶ授業の実施)等の取組支援 ・G7やASEAN等の国・地域にある大学との互恵関係が維持されるための戦略的な支援等
高等教育機関の授業料年額 (学士課程、2019) ※【出典】独以外はOECD編『図表 で見る教育2022』を元に作成	国立:54万円 / 私立:91万円 国立大学について、留学生の授業料をより弾力的に設定できるよう、制度の見直しを図った(2024.4~)。
留学生向け奨学金	▶国費外国人留学生奨学金 11.7~14.5万円/月、渡航費を支給。授業料負担なし。約10,000人に支給。 学士、修士、博士課程、高専、専修学校への受入れが対象。

[※]日本円の記載は、2024年3月26日時点のレート(1 \$ = 1 5 1 円、1 £ = 1 9 1 円、1 豪ドル= 9 9 円、1 € = 1 6 4 円、1 ウォン= 0 . 1 1 円)で計算したもの。

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ(概要)

[. 留学生交流の意義・目的

令和5年5月 文部科学省 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会

1. 留学生交流全体の意義・目的

(1) 国際社会及び我が国の安定と平和への貢献

(2) 我が国の高等教育の強化、国際教育・研究ネットワークへの参画

(3) 大学を中核とした国際的に開かれた日本社会の実現

2. 外国人留学生受入れの意義・目的

(1) 外交政策的目的 ⇒諸外国との相互理解の増進等

(2) 大学の教育研究力の向上 ⇒ダイバーシティの深化、国際頭脳循環への参画等

(3) 高度外国人材の獲得 ⇒イノベーションを推進する人材として活躍等

3. 日本人学生の留学の意義・目的

(1) すべての留学

(2) <u>高等教育レベルの学修経験を伴う留学</u> (単位取得などの中期留学等) ⇒語学力・コミュニケーション能力向上、主体性・チャレンジ精神・公民意識の涵養等 ⇒多様な文化的背景をもつ人々と協働する力や課題解決力、新たな価値を創造する力の育成

(3) <u>より高度で専門的なプログラムの履修を伴う留学</u> →高度な専門性をもって新たな価値を創造する力、トップコミュニティを含むネットワークの構築 (大学院レベルでの留学、1年以上の長期留学、学位取得留学等)

Ⅱ. 地域・分野の戦略

分野戦略

①地球規模課題等、<u>我が国が課題解決に</u> 主導的立場で取り組みで<u>10分野</u>

⇒<u>環境、農学、工学、保健、</u> <u>社会科学</u>

②科学技術の観点で、<u>国際的な</u> <u>頭脳循環のネットワークへの参画</u>が 特に望まれる分野

→国家戦略等を踏まえ、<u>パイオ</u>、AI・情報、マテリアル、半導体、エネルギー、量子、通信、健康医療等

(我が国の科学技術政策の変化に応じて柔軟に対応)

③経済社会の構造変革や持続的成長、 イノベーションの推進において特に 振興が求められる分野

⇒<u>文理融合、STEAM、工学、DX、</u> 情報科学

情報科学 (これらの分野の受入れによりグローバル展開を視野に入れた日本発スタートアップの促進にも寄与)

地域戦略

※地域・分野等の特性に鑑み、特に言及すべき必要性の高いものについて明らかにする。<u>明示的に重要性に言及しない地域・</u> 分野等も、多様性確保の観点で留学生交流の推進は重要。

東アジア

相互の観点を重視し、均衡性のある人的交流を通じた関係を維持。 <u>モンゴル</u>については地域の平和と安定、我が国の高等 教育の多様性確保の観点で<mark>留学生交流(特に受入れ)を推進</mark>。

東南アジア

世界経済を牽引する成長センターへ発展した地域。教育研究の観点でも、高等教育・研究のネットワークが強化され、存在感が増している。双方にとり最適となる関係構築を図りつつ<mark>留学生交流を強化</mark>。

南西アジア

地政学的要衝で、多くの国が高い経済成長。特にインドは優秀な理工系人材等を輩出する一方、我が国への留学生数は他の主要国と比べ少なく、<mark>受入れを抜本的に強化</mark>。

大洋州

戦略的な重要地域であり、豪・NZの主要大学は世界トップ水準の研究力を有し、大学間協定による交換留学の拡大など留学生交流を促進。

北米

米国は我が国の外交・安全保障の基軸で相互の文化を理解する人材層の充実が不可欠。世界トップ水準の研究大学を有し、 <mark>戦略的な大学間交流を軸とした交流の強化</mark>が重要。カナダも世界トップ水準の研究大学を有し、スタートアップ・エコシ ステムも成熟。**留学生交流の強化**が、産業界のコア人材獲得の強化やスタートアップ人材層の活性化に資することも期待。 外交的には国際場裡でも存在感を示すパートナーで、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け連携すべき相手。世界 最大の日系社会との連携強化や、我が国の高等教育における多様性確保の観点から、<mark>留学生交流を推進</mark>。

中南米

<u>EU加盟国を中心に</u>、我が国と共有する普遍的価値を推進。<mark>頭脳循環の観点</mark>等から、質の高い留学生交流を強化。<mark>特に保 アメンル</mark>・アカる英、、以、伊は世界的に教育研究力の高い大学を多く有し、<mark>留学生交流や大学間交流を強化</mark>。中・東 欧地域・アロアジア・ファカナフ地域を留学生交流を推進

欧州中東

世界のエネルギー事情や地政学的な変化の中、本地域の安定的発展への関与は、自由で開かれた国際秩序の追求のために不可欠。<u>留学生交流を通じた一層の協力を推進</u>。

アフリカ

経済成長率や今後の大きな成長可能性、人口構成、英語教育を受ける人材の割合等も踏まえ、我が国との関係を強化する上で留学生交流の促進は重要な役割。

※ロシア、ベラルーシについては、市民(若年層)との接点を維持し、我が国や世界に関する理解促進のため、留学生受入れは継続しつつ、今後の情勢の変化を踏まえ慎重に対応

Ⅲ、今後の施策の方向性

1 外国人留学生の受入れ

- ・戦略性を持った留学生獲得の強化(JASSOの情報 収集・戦略立案機能の強化、我が国としての一元的な リクルーティング機能の強化、大学等の国際業務に 高い専門性を持つアドミニストレータ職等の育成・ 活用、渡日前入試の推進等)
- ・ 奨学金の充実(重点地域・分野の反映等)・ 運用改善
- 国内就職支援、日本語教育の充実
- ・安全保障貿易管理・研究インテグリティの推進、 適正な受入れと在籍管理の徹底 等

2 日本人学生の留学

- ・学位取得型の留学や大学院レベルの交流の促進 (早期からの海外経験や英語力強化等により機運醸成、 博士・修士を中心に学位取得留学の奨学金の拡充等)
- 高等教育レベルの学びを伴う単位取得等留学の促進 (中期以上の留学への奨学金の重点化、単位互換等大学間 連携の推進等)
- ・短期留学はその後の高度な留学や研究交流に つなげる観点から引き続き推進 等

3 大学の国際化

- 留学生支援体制の強化や国際通用性のある教育の展開(外国語による授業、留学生と日本人学生が共に学ぶ授業の実施)等の取組支援
- ・G7やASEAN等の国・地域にある大学 との互恵関係が維持されるための戦略 的な支援等

大学間連携

地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン(ポイント)

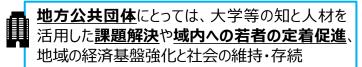
令和2年10月30日公表

【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

(※) ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

- 大学等の高等教育機関は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型か ら遠隔分散型への転換といった動きの中で、地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。
- 地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界。
- ▶ IT技術等の進化により、地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。
- ▶ このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した 上で、**地域の将来ビジョンを共有**し、**地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。

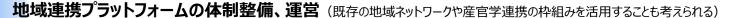
大学等にとっては、地域ニーズを取り入れた教 **■ 育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学 等の地域における存在価値の向上



産業界にとっては、自らのニーズを反映した人 ### **性果 が育成**や **共同研究による活性化**、
魅力的な
を 用の維持・増加

> 大学、 高専等

> > 産業界



体制整備の考え方

▶ 対象地域:都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた。

広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討

▶ 参画主体:大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与

(トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画)

運営の考え方

▶ 運営:恒常的な運営体制の構築、

既存のネットワークの活用も有効

(議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能)

▶ 予算:参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと

納税など多様な財源を活用 等

地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

(※)ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- ▶ 地域社会、地域産業のビジョン等
- ▶ 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

地域の現状・課題の共有と将来予測

▶ 大学進学時等の人□動態、地域社会・産業 構造、将来予測も含め議論等



議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、 方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課 題の解決策
- ▶ 地域の高等教育のグランドデザイン 等



課題解決のために実行する事項(例)

▶ 地域課題解決型の実践的な教育プロジェク トの提供

地方公共団体

- ▶ 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率(特に域内進学率)や域 内定着率の向上策
- ▶ 外国人留学生の受入れや社会人向け教育 プログラムの開発 等



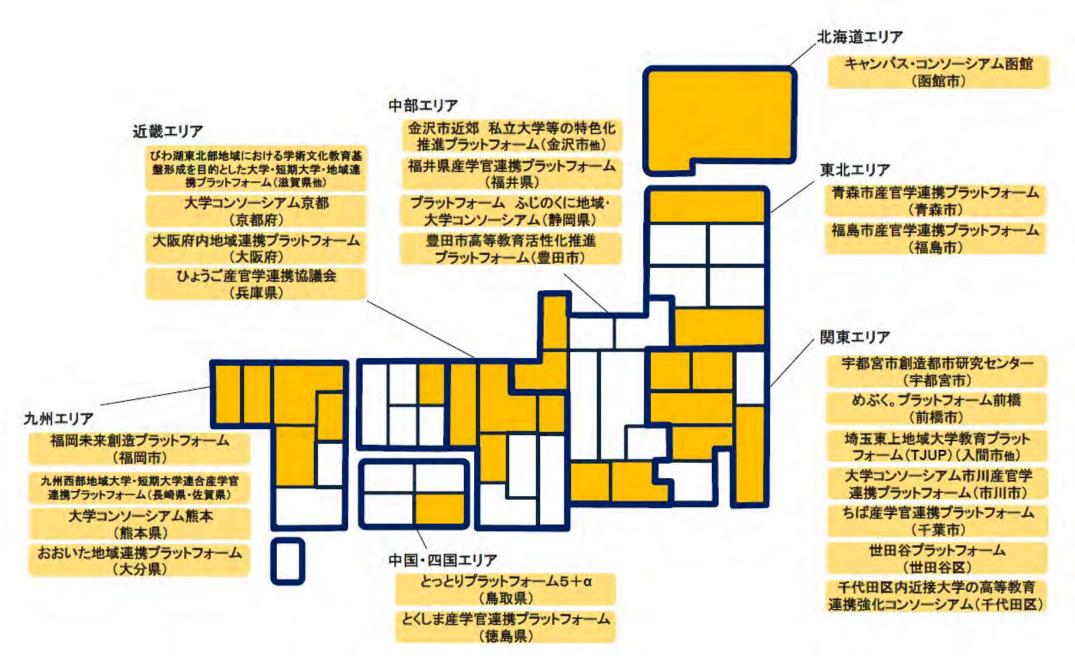
地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興



地域社会の維持・活性化125

私立大学等改革総合支援事業におけるエリア別プラットフォーム選定状況



制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、<u>大学等の緊密な連携を効果的に推進するため</u>に、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、<u>他の大学が当該大学</u>と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

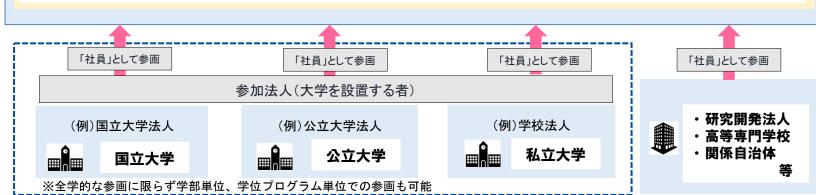
(一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構 ※評議会の設置は任意 意見具申 理事会 大学等連携推進 社員総会 業務の実施状況 法人の業務を執行 (理事3人以上、監事1人以上、 評議会 の評価 法人に関する重要事項 代表理事1人) ※学識経験者、産業界等で構成 法人の業務執行の決定 の決議 大学等連携推進方針 ● 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項 ● 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成(大学間の役割分担含む)などの連携内容とその目標 等

大学等連携推進業務(例)

- 教育機能の強化:大学間における教学上の連携に係る管理(協議の場の運営等)
- 研究機能強化:産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化:FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

● 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程(共同学位)での各大学修 得単位数の引下げ等





※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報 告書や計算書類等の提出・公表を求める

大臣による認定基準(例)

- 大学等連携推進業務を主 たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- ◆ 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権 の合計が総社員の議決権 の過半を占めていること

大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

概要

● 各大学で開設される授業科目について、 大学設置基準第19条において、「<u>大学は、</u>・・・・教育上の目的を達成するために<u>必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教</u> 育課程を編成するものとする。」とされている(自ら開設の原則)。



社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、 資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

● <u>質の保証にも留意</u>しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満した複数大学設置法人の下で、<u>他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目(連携開設科目)を当該大学においても自ら開設したものとみなす</u>特例措置を設ける。

(連携開設科目のイメージ※学士課程の場合) A大学に通う学生が卒業に 必要な科目はA大学が自ら 開設するのが原則 A大学 自6開設する科目 124単位 124単位

質保証の要件

大学等連携推進法人 A 大学に通う学生が卒業に必要な科目のうち、30単位を上限に B 大学で開設された科目をA大学においても開設されたものとみなす(連携開設科目) A大学 理事会 124単位 124単位 124単位

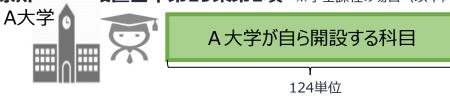
く得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、
 - ・充実した教育プログラムの提供
- ・弱点分野の相互補完
- ・<u>地域が求める人材等</u>を連携して 育成
- ②各大学の教育研究資源を有効 活用することで、
 - ・きめ細かな指導や少人数教育の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して 数理・データサイエンス・AI教育を 実施することや、教養教育を充実 させることが可能に。
- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で<u>連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築</u>(授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場)
- ✓ 連携開設科目で<u>修得できる単位数の上限を設定</u>(学士課程:30単位を上限)
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け等

大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている(大学設置基準第19条第1項)。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が 提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。





②いわゆる単位互換:大学設置基準第28条第1項等



B大学 B 大学が開設する科目

A 大学は学生の卒業に必要な124単位分の科目を開設
 学生がB 大学で修得した単位を60単位を上限にA 大学で修得したあります(A 大学の関語科目との互換)

③連携開設科目:大学設置基準第19条の2第1項



A大学が自ら 開設する科目

94単位 (-

B大学 **6**

B大学®

連携開設科目

B大学が開設する

(上限)30単位 • A大学はB大学の連携開設科目を自ら開設した科目とみがせる

④共同教育課程:大学設置基準第43条第1項

※ 2大学による1つの教育課程



A 大学が開設 する科目 B 大学が開設 する科目

62単位(最低31単位) 62単位(最低31単位)

A大学とB大学が共同して課程を終める。学生はA大学、B大学それぞれのを表価(31単位)(大学等連携推進人の特例を利用した場合は20単位)

履修する

●連携に関する要件等

協定の 締結	¦ ¦ 協議の場 !	設置者に よる方針 策定			
	\triangle	\triangle			
前 大 き に た ま た ま れ る ま れ る ま れ る ま れ る ま れ る ま れ る ま れ る も れ る も れ る も れ る も れ る も れ る も れ る も れ る も れ る も れ る も れ る も れ も も れ も れ も も も も も も も も も も も も も	任意で実施 可能	任意で策定 可能			
大学間で任 意に策定す	置基準上設	設置者は設 置基準上策 定が必要			
\bigcirc		$\triangle_{\mathbb{X}}$			
大学間で任 意に策定す	置基準上設 けることが	任意で策定 可能 ※大学等連携推進 法人制度の特例を			

利用する場合は策

まれる

現在認定されている大学等連携推進法人①

(一社) 大学アライアンスやまなし

令和3年3月認定

国立大学法人山梨大学(山梨大学)

公立大学法人山梨県立大学(山梨県立大学)

国立・公立という設置形態を超えた連携により、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図ることで、地域の発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設(令和3年度~) 教養教育分野、留学生対象科目 高度専門人材養成 (教員養成、幼児教育、看護教育、社会科学等)
- 教育資源の有効活用 施設の共同利用、就職支援の相互利用等
- 学生・教職員の交流 合同講演会/研修の開催、事務職員の人事交流
- 効率的な大学運営電気の共同契約、消耗品等の共同調達
- 連携の枠組みを活かした地域貢献活動 新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種

Ę

(一社) 学修評価・教育開発協議会 _{令和4年3月認定}

学校法人濱名山手学院(関西国際大学)

学校法人北陸学院(北陸学院大学)

学校法人共愛学園(共愛学園前橋国際大学)

学校法人宮崎学園(宮崎国際大学)

学校法人富山国際学園(富山国際大学)

教育改革に係る研究ならびに学生教育の充実等に関する大学等連携推進業務等を行い、大学等の緊密な連携の推進による教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、地域社会の発展に貢献

取組内容

- 国内留学事業(学生の相互派遣)
- 単位互換プログラム事業の実施
- 連携開設科目の開設(令和5年度~) 社会の要請に応える新たな科目 (教員養成、幼児教育、データサイエンス等) 地域の課題解決に係る科目
- 学生・社会人への教育プログラム の開発(予定)
- ●学修成果の評価方法の開発・普及

(一社) 四国地域大学ネットワーク機構 _{令和4年3月認定}

国立大学法人徳島大学(徳島大学)

国立大学法人鳴門教育大学 (鳴門教育大学)

国立大学法人香川大学(香川大学)

国立大学法人愛媛大学(愛媛大学)

国立大学法人高知大学(高知大学)

5大学の連携によって高等教育機関としての機能を一層強化することを通じて、 多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに 、急速に変容するGlobal/Local社会でも存続できる地域分散型社会を実現

取組内容

- 連携開設科目の開設(令和5年度~)
- 連携教職課程の開設(令和5年度~) 教員養成(美術、家庭、情報)
 - →単独大学の教育リソースだけでは為しえない、 一層厚みのある教員養成
- 持続可能な地域を牽引できる人財を 育成する「四国人財育成塾」事業
 - →シンポジウムの開催などによって、わが国の モデルとなる地域社会実現のための情報を発信

等

(一社)やまぐち共創大学コンソーシアム 令和5年3月認定

国立大学法人山口大学(山口大学)

公立大学法人山口県立大学(山口県立大学)

学校法人宇部学園(山口学芸大学)

強みや特色、教育資源等の異なる国公私立3大学の連携により、教育研究機能の強化に資するとともに、地域との共創によって地域が求める人材育成や地域社会の振興と発展に寄与

取組内容

- 連携開設科目の開設(令和5年度~)対系DX人材の育成
 - →文理横断教育、データサイエンス教育 知的財産教育、地域理解教育の充実
- DXによる地域課題解決に向けた PBLの実施・評価
- 高大接続の推進 高校生の探究活動の実施

●リカレント教育・リスキリング教育 の推進 130

笙

現在認定されている大学等連携推進法人②

(一社) 信州アライアンス

令和5年11月認定

国立大学法人信州大学(信州大学)

公立大学法人長野大学(長野大学)

学校法人佐久学園(佐久大学)

強みや特色を活かした効果的な連携を推進し、教育研究機能の強化のための連 携や地域が求める人材育成に取り組むことを通じ、地域社会の振興と発展に貢

取組内容

●連携開設科目の開設(令和6年度~) 文理横断型STEAM教育、地域学、データサイエンス、 グリーンテクノロジー、地域課題解決PBLによる 総合知の創出・活用を図る

- ●地域活性化人材を育成する「しあわせ」 信州を創造する地域活性化高度人材育成 プログラム
 - インターンシップ、 FD/SD、就職説明会の共同実施
- →「しあわせ信州」を創造する地域活性化高度化人材

筀

(一計) ヒロシマ平和研究教育機構

令和6年3月認定

国立大学法人広島大学(広島大学)

公立大学法人広島市立大学(広島市立大学)

広島市

公益財団法人広島平和文化センター

大学相互間や大学と地方公共団体又は平和に関する関係団体等との間における平 和に関する研究教育等により、核兵器のない平和な世界への思いを、世界中の市 民社会の世論に根付かせ、平和への大きな潮流をつくる

取組内容

- ●参加大学研究機関の特色を生かした平和 に関する共同研究を実施
- ●被爆関連資料の一括横断システムの構築 に向けたデータベース調査
- ▲広島短期滞在プログラムの創設, 調査・協議

海外の若手研究者を対象とした滞在経費の支援等

被爆関係の研究・学習を促進する基盤の整備を目的

給付型奨学金制度の新設に向けた

国立大学法人熊本大学(熊本大学)

(一社) 熊本地域大学ネットワーク機構 令和5年11月認定

公立大学法人熊本県立大学(熊本県立大学)

学校法人東海大学 (東海大学)

地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修 者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、地域の発展に

取組内容

●連携開設科目の開設(令和6年度~)

文理横断教育、データサイエンス教育 地域課題PBL (問題解決型学習) 等の充実

→各大学の学位プログラムにおいて、不足する 教育内容に関して強み・特色のある教育リソース を提供する役割を担うことで、教育内容の向上を図る

●くまもとの未来を拓くグローバルDX 人材育成プロジェクト事業

(一社) 高等教育ネットワーク岐阜

令和6年3月認定

国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学(岐阜大学) 学校法人岐阜済美学院中部学院大学(中部学院大学) 岐阜市立女子短期大学(女子短期大学)

大学・短期大学間相互の大学等連携推進業務等により、地域社会のニーズに応え る事業を推進することで、地域社会の課題解決につながる活動や新規事業の創業 ・起業、共生社会の実現ができる人材育成の支援に取り組み、地域活性化に寄与

取組内容

●連携開設科目の開設(令和6年度~)

教養教育を中心とし、各大学固有の専門性を 生かした授業を提供

→各大学の教育の充実に取り組み、文理横断的な 資質能力を身に付けた人材育成に貢献

●共同研修事業としてFD又はSDを実施

→法人の事業に関連する教職員の能力及び事業の 更なる高度化を図る

大学の新設・統合・廃止

	公私立大学の新設大学一覧(H14~R5)										
	H14		H15		H16		H17	H18			H19
	大学		大学		大学		大学		大学		大学
1	新潟県立看護大学	1	神奈川県立保健福祉大学	1	国際教養大学	1	大阪府立大学	1	名寄市立大学	1	日本医療科学大学
2	群馬社会福祉大学	2	尚絅学院大学	2	兵庫県立大学	2	県立広島大学	2	札幌市立大学	2	東京未来大学
3	東京女学館大学	3	福島学院大学	3	香川県立保健医療大学	3	首都大学東京	3	札幌大谷大学	3	四日市看護医療大学
4	東京富士大学	4	浦和大学	4	愛媛県立医療技術大学	4	群馬県立県民健康科学大学	4	了徳寺大学	4	京都医療科学大学
5	田園調布学園大学	5	清泉女学院大学	5	星槎大学	5	石川県立大学	5	横浜薬科大学	5	森ノ宮医療大学
6	山梨英和大学	6	健康科学大学	6	創造学園大学	6	山梨県立大学	6	岐阜医療科学大学	6	神戸夙川学院大学
7	諏訪東京理科大学	7	聖泉大学	7	日本薬科大学	7	秋田看護福祉大学	7	大阪河﨑リハビリテーショ ン大学	7	兵庫医療大学
8	松本大学	8	長浜バイオ大学	8	武蔵野学院大学	8	群馬パース大学	8	大阪総合保育大学	8	近大姫路大学
9	静岡英和学院大学	9	びわこ成蹊スポーツ大学	9	千葉科学大学	9	白梅学園大学	9	順心会看護医療大学	9	環太平洋大学
10	星城大学	10	大阪成蹊大学	10	聖母大学	10	東京医療保健大学	10	聖マリア学院大学	10	山口学芸大学
11	名古屋学芸大学	11	関西鍼灸大学	11	LEC東京リーガルマインド 大学	11	東京聖栄大学		短期大学	11	サイバー大学
12	羽衣国際大学	12	千里金蘭大学	12	八洲学園大学	12	大阪青山大学	1	東京福祉大学短期大学部		短期大学
13	岡山学院大学	13	東大阪大学	13	静岡福祉大学	13	四條畷学園大学	2	福井医療短期大学	1	島根県立大学短期大学部
	中国学園大学		畿央大学		浜松学院大学	14	神戸ファッション造形大学		大学院大学	2	岐阜保健短期大学
15	宇部フロンティア大学	15	熊本保健科学大学	15	愛知新城大谷大学		短期大学	1	産業技術大学院大学		大学院大学
16	第一福祉大学		短期大学	16	日本赤十字豊田看護大学	1	日本歯科大学東京短期大 学	2	映画専門大学院大学	ı	日本伝統医療科学大学院 大学
17	長崎ウエスレヤン大学		なし	17	藍野大学		大学院大学	3	グロービズ経営大学院大 学	2	新潟リハビリテーション大学院大学 学
	短期大学		大学院大学	18	大阪女学院大学		ビジネス・ブレークスルー 大学院大学	4	日本教育大学院大学		
1	弘前福祉短期大学		なし	19	沖縄キリスト教学院大学	2	光産業創成大学院大学	5	文化ファッション大学院大 学		
2	明治鍼灸大学医療技術短 期大学部				短期大学	3	神戸情報大学院大学	6	事業創造大学院大学		
3	大阪健康福祉短期大学			1	ヤマザキ動物看護短期大学			7	LCA大学院大学		
	大学院大学			2	愛知きわみ看護短期大学			8	大原大学院大学		
	なし				大学院大学					-	
				1	I I I I W I I W						

1 大宮法科大学院大学

3 京都情報大学院大学

2 情報セキュリティ大学院大学

4 デジタルハリウッド大学院 大学

公私立大学の新設大学一覧(H14~R5)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	
大学	大学		大学	大学	大学	
1 長崎県立大学	1 千葉県立保健医療大 学	1 新見公立大学	1 福山市立大学	日本ウェルネスス ポーツ大学	1 秋田公立美術大学	
2 桐生大学	2 新潟県立大学	2 東北文教大学	2 日本映画大学	2 亀田医療大学	2 札幌保健医療大学	
3 植草学園大学	3 愛知県立大学	3 日本保健医療大学	3 京都華頂大学	3 東京医療学院大学	3 岡崎女子大学	
4 三育学院大学	4 弘前医療福祉大学	4 ヤマザキ学園大学	4 大阪物療大学	4 横浜創英大学	短期大学	
5 佐久大学	5 日本赤十字秋田看護 大学	5 横浜美術大学	5 宝塚医療大学	5 京都美術工芸大学	なし	
6 北陸学院大学	6 東都医療大学	短期大学	6 純真学園大学	6 大阪行岡医療大学	大学院大学	
7 修文大学	7 こども教育宝仙大学	なし	短期大学	7 天理医療大学	なし	
8 神戸常盤大学	8 東京有明医療大学	大学院大学	1 埼玉東萌短期大学	短期大学		
9 福岡女学院看護大学	9 びわこ学院大学	なし	大学院大学	なし		
10 保健医療経営大学	10 大阪保健医療大学		滋慶医療科学大学院 大学	大学院大学		
短期大学	11 広島都市学園大学			1 事業構想大学院大学		
型型	短期大学)2 沖縄科学技術大学院 大学		
大学院大学	仙台青葉学院短期大学					
1 ハリウッド大学院大学	2 有明教育芸術短期大学					
2 SBI大学院大学	3 貞静学園短期大学					
	4 平成医療短期大学					
	大学院大学					
	なし					

公私立大学の新設大学一覧(H14~R5)

			A1411/		(丁 晃 (川	11-110/			
H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学	大学
山形県立米沢 栄養大学	1 湘南医療大学	なし	北海道千歳リ 1 ハビリテー ション大学	1 公立小松大学	1 長岡崇徳大学	湘南鎌倉医療 大学	1 三条市立大学	川崎市立看護大学	なし
2 敦賀市立看護大学	2 長野保健医療大学	短期大学	2 岩手保健医療 大学	2 長野県立大学	2 岐阜保健大学	2 名古屋柳城女 子大学	2 叡啓大学	2 大阪公立大学	短期大学
3 日本医療大学	3鳥取看護大学	なし	3福井医療大学	3 育英大学	3 和歌山信愛大 学	3高知学園大学	3 松本看護大学	3 大阪信愛学院大学	なし 大学院大学
4 京都看護大学	短期大学	大学院大学	4一宮研伸大学	4 東京通信大学	4 福岡国際医療 福祉大学	短期大学	短期大学	4 令和健康科学大学	なし
5 大和大学	なし	なし	5 福岡看護大学	新潟食料農業 大学	短期大学	なし	なし	短期大学	専門職大学
短期大学	大学院大学		短期大学	短期大学	なし	大学院大学	大学院大学	なし	
なし	なし		東京歯科大学 短期大学	1 仙台赤門短期 大学	大学院大学	なし	静岡社会健康 1 医学大学院大 学	大学院大学なし	電動モビリティシ 1ステム専門職大 学
大学院大学			2 ユマニテク短 期大学	大学院大学	なし	専門職大学	専門職大学	 専門職大学	2 東京情報デザイン専門職大学
なし			大学院大学	大学院大学至善館	専門職大学	静岡県立農林 1環境専門職大 学	芸術文化観光 専門職大学	アール医療専門 職大学	3 グローバルBiz 専門職大学
			社会情報大学 院大学		高知リハビリ 1 テーション専門 職大学	東京国際工科 専門職大学	│ かなざわ食マネ 2 ジメント専門職 │ 大学	専門職短期大学	ビューティ&ウェ 4 ルネス専門職大 学
				-	国際ファッ 2 ション専門職 大学	びわこリハビ 3 リテーション専 門職大学	名古屋国際工 科専門職大学		専門職短期大学 なし 高等専門学校
					専門職短期大学	4 東京保健医療 専門職大学	申門職大学		1 神山まるごと高 等専門学校
					ヤマザキ動物	情報経営イノ	和歌山リハビリ		3,41,11
					1 看護専門職短 期大学	5 ベーション専 門職大学	5 テーション専門		
							職大学 専門職短期大学		
						7 岡山医療専門職大学	せとうち観光 1 専門職短期大 学		
						専門職短期大学			

国立大学の一法人複数大学制度について

経緯

- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、「国立大学の一法人複数大学制度等」の導入が閣議決定文書や中央教育審議会における議論の中で提言。
 - ✓ 「大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。」(経済財政運営と改革の基本方針2018)
 - ✓「経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。」(未来投資戦略2018)
 - ✓「文部科学省は2019年度中に国立大学法人法を改正し国立大学の一法人複数国立大学経営を可能化する」(統合イノベーション戦略)
 - ✓ 「複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し・・・など・・・大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である」(今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ(平成30年6月中央教育審議会大学分科会将来構想分科会)
- □ 制度の設計等について必要な検討を行うため、「国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議」を設置。同会議の検討の結果を踏まえ、一つの国立大学法人が複数の大学を設置できるよう、令和2年4月に「学校教育法等の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部を改正。

これまでの制度の活用状況

	統合前の法人名	統合後の法人名	統合時期
1	国立大学法人岐阜大学、国立大学法人名古屋大学	国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人带広畜産大学 国立大学法人北見工業大学	国立大学法人北海道国立大学機構	令和4年4月1日
3	国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学	国立大学法人奈良国立大学機構	令和4年4月1日

大学の統合について

● 国立大学は平成14~令和6年度にかけて15組が統合し、私立大学は平成20~令和5年度にかけて11組が統合した。

国立大学の統合

31校 → 15校

統合年度	統合後	統合した大学
H14	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
11	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
H15	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
"	福井大学	福井大学、福井医科大学
"	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
"	島根大学	島根大学、島根医科大学
"	香川大学	香川大学、香川医科大学
"	高知大学	高知大学、高知医科大学
11	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学
"	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
11	大分大学	大分大学、大分医科大学
11	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

<国立大学法人化後>

統合年度	統合後	統合した大学
H17	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
H19	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学
R6 (予定)	東京科学大学	東京工業大学、東京医科歯科大学

私立大学の統合

24校 → 11校

統合年度	統合後	統合した大学
H20	慶応義塾大学	慶応義塾大学、共立薬科大学
11	東海大学	東海大学、九州東海大学、北海道東海大 学
H21	関西学院大学	関西学院大学、聖和大学
H23	上智大学	上智大学、聖母大学
H25	常葉大学	常葉大学園大学、富士常葉大学、浜松大 学
H29	星槎大学	星槎大学、日本教育大学院大学
H30	北海道科学大学	北海道科学大学、北海道薬科大学
R2	関西国際大学	関西国際大学、神戸山手大学
R3	大阪医科薬科大学	大阪医科大学、大阪薬科大学
R4	兵庫医科大学	兵庫医科大学、兵庫医療大学
R5	天理大学	天理大学、天理医療大学

大学の廃止(募集停止を含む)

廃止年度	上兴力	入学定員		ラビナナーAth	
(募集停止年度)	大学名	学部	修士/専門職	博士	· 所在地
平成15年度	立志舘大学	195名			広島県安芸郡
平成22年度	日本伝統医療科学大学院大学		10名		東京都新宿区
II .	LCA大学院大学		70名		大阪府大阪市
平成23年度	東和大学	160名			福岡県福岡市
平成24年度	創造学園大学	280名			群馬県高崎市
平成25年度	愛知新城大谷大学	100名			愛知県新城市
II .	映画専門大学院大学		75名		東京都渋谷区
II .	神戸ファッション造形大学	100名			兵庫県明石市
11	三重中京大学	200名	5名	2名	三重県松阪市
平成27年度	大宮法科大学院大学		50名		埼玉県さいたま市
II .	聖トマス大学	250名	12名	6名	兵庫県尼崎市
II .	神戸夙川学院大学	270名			兵庫県神戸市
平成29年度	東京女学館大学	95名			東京都町田市
II .	福岡医療福祉大学	300名			福岡県太宰府市
平成30年度	福岡国際大学	120名			福岡県太宰府市
令和5年度	広島国際学院大学	250名	12名	5名	広島県広島市
II .	保健医療経営大学	80名			福岡県みやま市
(令和3年度から募集停止)	上野学園大学	100名			東京都台東区
(令和6年度から募集停止)	恵泉女学園大学	290名	12名		東京都多摩市
II .	神戸海星女子学院大学	95名			兵庫県神戸市
(令和7年度から募集停止)	高岡法科大学	100名			富山県高岡市
II	ルーテル学院大学	90名	20名	3名	東京都三鷹市 138

※統合した大学の廃止は除く。

短期大学の廃止(募集停止を含む)

廃止年度 (募集停止年度)	短期大学名	入学定員	所在地
令和元年度	高知短期大学(公立)	120名	高知県高知市
II .	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部	100名	奈良県奈良市
令和2年度	関東短期大学	150名	群馬県館林市
II .	立教女学院短期大学	300名	東京都杉並区
令和3年度	大阪青山大学短期大学	60名	大阪府箕面市
II .	神戸山手短期大学	100名	兵庫県神戸市
II	聖セシリア女子短期大学	100名	神奈川県大和市
II .	東海大学短期大学部	200名	静岡県静岡市
II .	プール学院短期大学	170名	大阪府堺市
令和4年度	青山学院女子短期大学	580名	東京都渋谷区
II	浦和大学短期大学部	60名	埼玉県さいたま市
п	東海大学医療技術短期大学	80名	神奈川県平塚市
11	文化学園大学短期大学部	50名	東京都渋谷区
II .	北海道科学大学短期大学部	100名	北海道札幌市
令和5年度	愛知江南短期大学	150名	愛知県江南市
II .	宇都宮文星短期大学	70名	栃木県宇都宮市
II .	久留米信愛短期大学	135名	福岡県久留米市
II .	札幌大学女子短期大学部	80名	北海道札幌市
II	杉野服飾大学短期大学部	50名	東京都品川区

^{※4}大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。

【出典】文部科学省作成

[※]令和元年度以降に廃止(募集停止を含む)した短期大学を記載。

短期大学の廃止(募集停止を含む)

廃止年度 (募集停止年度)	短期大学名	入学定員	所在地
(令和6年度から募集停止)	植草学園短期大学	100名	千葉県千葉市
II .	東京福祉大学短期大学部	75名	群馬県伊勢崎市
(令和7年度から募集停止)	足利短期大学	50名	栃木県足利市
II .	池坊短期大学	250名	京都府京都市
II .	上智大学短期大学部	250名	神奈川県秦野市
II .	九州龍谷短期大学	100名	佐賀県鳥栖市
II .	就実短期大学	180名	岡山県岡山市
II .	純真短期大学	180名	福岡県福岡市
II .	城西短期大学	120名	埼玉県坂戸市
II.	鈴鹿大学短期大学部	90名	三重県鈴鹿市
II .	星美学園短期大学	100名	東京都北区
II.	西南女学院大学短期大学部	100名	福岡県北九州市
II .	園田学園女子大学短期大学部	145名	兵庫県尼崎市
II .	中九州短期大学	100名	熊本県八代市
II .	名古屋女子大学短期大学部	280名	愛知県名古屋市
II .	奈良佐保短期大学	180名	奈良県奈良市
II .	姫路日ノ本短期大学	50名	兵庫県姫路市
II.	福岡女学院大学短期大学部	100名	福岡県福岡市
II .	美作大学短期大学部	110名	岡山県津山市
II.	武庫川女子大学短期大学部	520名	兵庫県西宮市
II .	龍谷大学短期大学部	220名	京都府京都市

^{※4}大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。

[※]令和元年度以降に廃止(募集停止を含む)した短期大学を記載。

[※]令和7年度募集停止の短期大学については、令和5年4月時点の入学定員数を記載。

各機関における連携、再編等に関する施策の例

連携、再編等に関する施策の例(文部科学省関係)

	国立大学
時期	2002年~2003年に集中的に統合(101大学→89大学) ※法人化(2004)後は、富山(2005)・大阪(2007)の2事例
規模	101大学 (2002.4) →86大学 (2007.10) ※2024年10月に東京工業大学と東京医科歯科大学が統合して東京科学大学となる予定
背景	国立大学の法人化(2004.4)
目的	教育研究基盤の強化、個性と特色ある大学づくり、 スケールメリットの確保
手法	 「大学(国立大学)の構造改革の方針」(遠山プラン)の発表(2001.6) ○各大学や分野ごとの状況を踏まえ再編・統合・教員養成系など→規模の縮小・再編(地方移管等も検討)・単科大(医科大など)→他大学との統合等(同上)・県域を越えた大学・学部間の再編・統合 など 国立大学の数の大幅な削減を目指す →スクラップ・アンド・ビルドで活性化 「国立大学の再編・統合についての基本的な考え方」の公表(2001.11) (参考)法人統合について 国立大学法人法改正(2020.4) —法人複数大学制度の導入(北海道(3大学)、東海(2大学)、奈良(2大学)の3事例)

連携、再編等に関する施策の例(文部科学省関係)

1956~
小学校:26,730校(1956)→18,699校(2023) 中学校:13,001校(1956)→9,095校(2023)
少子化に伴う学校の小規模化や時代・社会の進展に対応した教育ニーズの質的変化への対応
公立小中学校の適正規模・適正配置に関する取組は、各市町村において、地域の実情を踏まえ、児童生徒の教育条件の改善の観点を 中心に据え、学校教育をより良く実現するために行うべきもの
 ・児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。 ・学校規模・配置の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。 ・コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情などにも配慮する必要があり、個別具体の学校の在り方については、児童生徒の教育方針を踏まえた上で、学校設置者である市町村が主体的に判断。
 「公立小・中学校の統合方策について」(文部科学事務次官通知)(1956.11) 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の作成(2015.1) 財政支援(統廃合する場合も、小規模として存続する場合も、支援の対象となり得る) ◇施設整備への補助・統合に伴う学校施設の新増築(負担割合:原則1/2)や改修(算定割合:原則1/2)に対して補助 ◇教員定数の加配・統合前後一定期間における指導・運営体制の構築を支援・小規模校加配 ◇スクールバス等購入費補助

連携、再編等に関する施策の例(他省庁関係)

	農業協同組合	市町村(平成)
時期	1961年~ (法は1961~2001)	1999年~2010年
規模	12,050(1960.3)→1,347(2001.3)→537(2023.4)(信用事業を行う農協数)	3,232(1993.3)→1,727(2010.3) (市町村数)
背景	法制定当時は、正組合員戸数が1,000戸未満の農協が95.2%(1960年度末)、市町村区域未満の農協が84.0%	地方分権の推進、少子高齢化の進展、広域的な行政需要 の増大、行政改革の推進
目的	農協の基盤強化 (法目的は「適正かつ能率的な事業経営を行なうことが できる農協の広範な育成」)	基礎自治体である市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化
手法	 ●農業協同組合合併助成法(1961.4.1施行。2001.3.31に特例の期限を迎えて事実上失効。) ・合併経営計画の樹立 ・都道府県知事の認定 ・助成措置(施設の総合整備を行う合併農協を補助する都道府県に対する施設整備費補助金の交付等の都道府県に対する間接補助) ・都道府県の指定した農協合併推進法人による固定化債権の買取や農協への融資に係る利子補給 ・税制上の特例措置(法人税、登録免許税等の特例) 	 ●「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく、以下の財政的支援(1999~2004) ・合併特例債(事業費の95%まで充当でき、元利償還金の70%が後年度基準財政需要額に算入される)の創設 ・地方交付税の合併算定替(合併市町村の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合算額を下回らないようにする特例)の大幅な延長 ●「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく、国・都道府県の以下の積極的な関与(2005~2010) ・国は基本指針の策定 ・都道府県は市町村の合併の推進に関する構想の策定など

連携、再編等に関する施策の例(他省庁関係)

	地域銀行
時期	2020年~
規模	100行(2020) →
背景	人口の減少等による地銀等の経営環境の悪化
目的	地域経済の基盤となる金融サービスの維持
手法	 ● 金融機能強化法の改正による資金交付制度の創設(2021.7 ※ 5 年間の時限立法) ・実施計画(合併・経営統合等の経営基盤強化の計画)の提出 ・審査会による審査・認定 (認定要件は、①提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠であること、②人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれがあること、③計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれることなど) ・資金交付(システム統合、業務集約共同化の費用、一時的物件費(上限30億円)) ・財源は、預金保険機構の金融機能強化勘定の利益剰余金(*)を活用(350億円)(*)金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関からの配当収入の内部留保分・金融庁による履行状況モニタリング、監督上の措置命令・金融庁による履行状況モニタリング、監督上の措置命令の確保に関する法律の特例に関する法律 ・ か地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 ・ 合併等の認可を受けようとする地銀は、基盤的サービス維持計画を内閣総理大臣に提出・内閣総理大臣による認可を受けた合併等について、独禁法の適用を除外(認可に際しては、公取委に協議)(認可基準は、①需要の持続的な減少による収支の悪化により、基盤的サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあること、②合併等により、基盤的サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあること、②合併等により、基盤的サービス提供の維持が図られること、③合併等により、利用者に不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。) ・認可基準②又は③に適合するものでなくなった際には、適合命令。

連携、再編等に関する施策の例(他省庁関係)

	医療機 関
時期	2014年~
規模	125.1万床 (2015) →119.9万床 (2022) ※各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、各構想区域の医療機能毎に確認する必要がある点に留意が必要。
背景	中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズの質・量の変化
目的	良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保 ※病床の削減や統廃合を目的とするものではない。
手法	 ●医療法改正 (2014) ・地域医療構想 (各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能 (高度会性期、急性期、回復期、慢性期) ごとに推計し、各都道所県が地域医療構想調整会議で協議を行い、病床機能の分化・連携を進める)の創設 ・病床機能報告制度 (希内機能制度の足下の現況と今後の方向性を「見える化」)の創設 ・都道所県知事の権限 (病体機能報告における過剰な医療機能への転換時の対応、地域医療構想調整会議の協議が整わないとき等の対応など) ●財政支援等 ・地域医療介護総合確保基金 (消費税財源を活用)の創設 (2014)、病床機能再編支援事業の創設 (2020) ・重点支援区域の選定を通じた技術的支援 (データ分析等)・財政的支援の創設 (上記基金の優先配分等) (2020) ・金融・税制/優遇措置 ・認定再編書・個に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産にかかる登録免許税 (2021)、不動産取得税 (2022)の軽減福祉医療機構による優遇融資など ・公立・公的医療機関等の対応方針の再検証等の実施 ・地域医療構想の進め方について (局長通知) (2022) ・各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しの実施 ・地域医療構想の進め方について (課長通知) (2023) ・PDCAサイクルを通じた地域医療構想の進め方について (局長通知) (2024) ・2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化、国による積極的な支援 *地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

地域での協議の在り方に関する制度

	地域公共交通	公的職業訓練
時期	2007年~	2022年~
規模	_	_
背景	人口減少、少子化の進展、モータリゼーションを前提と したライフスタイルや都市構造の変化等	地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定の必要性、 訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善の必要性
目的	地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公 共交通の活性化及び再生	地域の人材ニーズを踏まえた精度の高い職業訓練の実施、 個別の訓練コースの質の向上の促進
手法	 ●「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域交通法)」(2007制定、2020一部改正・施行)・全ての地方公共団体に「地域公共交通計画」作成の努力義務・地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成 ● 地域交通法の一部改正(2023施行)・自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」制度を創設・再構築協議会において協議が整った場合、再構築方針を作成。国は協議が整うよう積極的に関与。・再構築方針等に基づいて「鉄道事業再構築事業」を実施 ● 財政支援等・地域公共交通確保維持改善事業(令和5年度補正:279億円令和6年度予算:208億円※地方財政措置あり)・社会資本整備総合交付金(令和6年度当初予算:5,065億円の内数※地方財政措置あり) 	 ●地域職業能力開発促進協議会の法定化(2022.10施行) 【構成員】都道府県労働局、都道府県、公共職業能力開発施設を設置する市町村、職業訓練・教育訓練実施機関(専門学校・各種学校、リカレント教育実施大学等)、労働者団体、事業主団体等 【協議事項】 ・地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること・訓練効果の把握・検証等に関すること・毎度計画(地域職業訓練実施計画)の策定に関すること等 (参考) ●地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置・地域職業訓練実施計画に位置付けられる、リスキリングの推進サポート等の事業(地方単独事業)を対象に、要する経費に対して特別交付税措置を講ずる(令和5年度より※4年間の時限措置)。

定員管理

定員管理の取扱い

- ◆ 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、 大学設置審査等に関する不認可措置は不適用(ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の 機関要件(通信制課程のみ)については適用あり)。

I. 定員超過の取扱い

1. 大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が<u>一定値以上の場合は、不認可</u>。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

- ① 毎年度、授業計画書を作成・公表
- ② GPA(グレード・ポイント・アベレージ)の公表及び適切な運用
- ③ 成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学等が主体的に実施

区分		大学				
大学規模 (収容定員)		4,000人以上			短期大学	 高等専門 学校
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	4,000人未満		子权
不認可となる割合	1.05以上	1.10以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第3号、同条第2項 「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について(通知)」(令和4年9月30日付高等教育局長通知)

2. 基盤的経費等に関する取扱い

(1)国立大学

学部ごとの<u>収容定員超過率が110%以上(小規模学部(入学定員100人以下)は120%以上)</u>の学生数分の授業料収入相当額を、<u>中期目標期間終了時に国庫納付</u>。ただし、留学生(国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生)、休学者、2年以内の留年者(ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を行うことが要件。)は学生数から控除される。

(2)私立大学(高等専門学校を含む)

収容定員充足率(大学全体、学部等ごと、それぞれで算定)が<u>一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付</u>となる。不交付とならない場合であっても、<u>収容定員充足率(学部等ごとに算定)に応じて増減</u>。ただし、2年以内の留年者(授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補習等)を大学で実施していることが要件)等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

<大学全体の収容定員充足率による不交付措置>

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

<学部ごとの収容定員充足率による措置>

	定員規模	8,000人以上	4,000人以上	4,000人未満		
	(収容定員)		8,000人未満			
充	100%		+ 9 %			
足	101~102%		+ 6 %			
率	103~104%		+ 3 %			
	105~106%		± 0 %			
	107~109%		▲ 6 %			
	110~112%	不交付	▲ 9 %			
	113~116%	n,	▲1	3%		
	117~119%	n,	▲1	7%		
	120%	n.	不交付	▲17%		
	121~124%	II	II .	▲21%		
	125~128%	II.	II .	▲25%		
	129%	n.	"			
	130%~	IJ.	II.	不交付		

※令和5年度から令和6年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和7年度の基準。医歯学部については、別途設定。

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第2号、第6条 私立大学等経常費補助金交付要綱等

(3)国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

区分	大学					
大学規模 (収容定員)	4,000人以上		4.000 + :#	短期大学	高等専門学校	
学部規模 ※2 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	4,000人未満		
令和6年度 収容定員充足率	1.05未満	1.10未満	1.15未満※	1.15未満	1.15未満	1.15未満

- ※1大学規模(収容定員)が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。
- ※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模(入学定員)」は「学部規模(設置する学部の平均入学定員)」と読み替える。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

Ⅱ. 定員未充足の取扱い

1. 大学設置審査等に関する取扱い

(1)大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科)又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科(学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和7年度学部等設置から適用)。 【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第1条第1項第4号

(2)寄附行為(変更)認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位)の収容定員に対する学生数の割合が5割を上回らない場合は不認可(令和8年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第2の5(2)関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点(育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等)から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可(令和7年度大学等設置から適用)。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)第1の3(5)関係

2. 基盤的経費等に関する取扱い

(1)国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満(小規模学部(収容定員400人以下)、小規模研究科(収容定員30人以下)は80%未満)の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について(令和4年3月23日付高等教育局長通知)

(2)私立大学(高等専門学校を含む)

a)私立大学等経常費補助金

<u>収容定員充足率(学部等ごとに算定)の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付</u>となる。なお、大学院部分や通信制課程については、 基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

充足率	99~98%	97~95%	94~90%	89%	88%	 56%	55~51%	50%以下
増減率	+6%	+3%	$\pm 0\%$	▲13%	▲14%	 ▲ 48%	▲ 50%	不交付

【根拠】私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第5条第3号、第6条 私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

b) 高等教育の修学支援新制度

以下のいずれにも該当する場合には対象機関としないよう機関要件を設定しており、その一つに収容定員充足率に関するものである。

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産―外部負債」がマイナス
- ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

令和6年度から、③直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の<u>8割未満(専門学校の場合は5割未満)に該当する場合は、①、②に該当しない場合であっても、対象機関としないこととするよう機関要件を厳格化する予定</u>。ただし、専門学校については地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合に、確認取消しを猶予するとしており、大学・短大・高専においても同様の考え方に基づき、定員割れがあったとしても質の高い教育を行う大学等が対象校となるよう、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予することとしている。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第3条第2号ハ

(3)国公私共通

a)大学教育再生戦略推進費

直近の修業年限期間中、<u>連続して以下の一定の基準を満たしていない場合は、申請資格を有しない</u>。また、全学の収容定員充足率(設置する学部の 在籍者数の和/設置する学部の収容定員の和)が、5割を上回らない場合は、申請資格を有しない。

区分	学士課程(全学部)	短期大学(全学科)	高等専門学校(全学科)
収容定員充足率	70%未満	70%未満	70%未満

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

b) 大学・高専機能強化支援事業(支援1) ※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。

【根拠】大学·高専機能強化支援事業公募要領(支援1)

153

(3) 国公私の設置者別等の取組

関連資料

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へと移行するとし、さらに、 進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(~ 15%)	マス段階(15~50%)	ユニバーサル段階(50%~)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形 成	専門分化したエリート養成 +社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化+弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断 なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や 一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、 社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門 分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育 機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダード そのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団+利益集団+政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜 (能力主義)	能力主義+個人の教育機会の均等化 原理	万人のための教育保証+集団としての 達成水準の均等化

高等教育機関別設置の意義・目的

(1)大学·専門職大学

- 第八十三条 大学は、学術の中心として、<u>広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究</u>し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的 とする。
- ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを 目的とするものは、専門職大学とする。
- 第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越し た能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

(2)短期大学・専門職短期大学

- 第百八条 大学は、第八十三条第一項の目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、<u>職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする</u> ことができる。
- ② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、その修業年限を二年又は三年とする。
- ③ 前項の大学は、短期大学と称する。
- ④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

(3)高等専門学校

- 第百十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
- ② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(4)専修学校専門課程

- 第百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、<u>職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。</u>
- ー 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。
- 第百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。
- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより これに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

国公私立大学の役割

(国公私の役割)

我が国の高等教育機関における国公私の設置者別の役割の在り方について、その原型の誕生は明治期までさかのぼる。

国立大学は、明治10(1877)年に「東京大学」が創設されたところに始まった。公立大学や私立大学は、維新の改革動向に触発された 国民の学習意欲の高まりに支えられて、数多くの公私立専門教育機関が設立されたところが出発点となり、大正7(1918)年に大学令が 公布されたのちも、大正期だけでも4の公立大学、22の私立大学が発足するに至った。

戦後、昭和22(1947)年に学校教育法が制定31され、新制国立大学の設置については、文部省が総合的な実施計画を立案することになったが、我が国の大学の大都市への集中を避けること、また、教育の機会均等を実現することが当時の命題とされた。

他方、昭和30(1955)年頃までに我が国の経済の復興と再建が進み、国民の高等教育への進学希望は著しく高まった。このような高等教育に対する個人的、社会的な要請に対応して、我が国の高等教育機関は拡充・発展の一途をたどるが、極めて速いスピードで行われた量的拡大の主たる担い手は私立大学であった。こうした高等教育の発展の経緯を踏まえて、国公私の役割を検討することが、今後の高等教育改革にとって必要不可決である。

(国立大学の役割)

国立大学については、平成17(2005)年「将来像答申」で述べられた役割が、2040年に向けて、どう変化していくのか、という観点で検討する必要がある。

前述の2040年頃の社会の変化の方向を踏まえた新しい役割の再整理として、例えば、

- 世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割
- イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割
- Society5.0 の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割
- 経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割

などが考えられる。また、地域の教育研究の拠点としての役割は地域の活性化や生まれた地域に左右されず高等教育を受けることができるという観点から引き続き重要であるほか、リカレント教育や留学生交流、産学連携や国際展開、教員間のネットワークを含めた連携等において積極的・先導的な役割を果たしていくことが期待されている。一方、学生の経済的負担軽減の観点からの全国的な高等教育の機会均等の確保は、高等教育の無償化の進展を前提とすれば、その役割がどのように担われるかについては変化が生じる可能性があるとの意見もある。

国立大学については、18歳人口の減少を踏まえた定員規模の検討を行うとともに、大学院機能の重視、文理横断的な学士課程への見直しなどSociety5.0の実現を踏まえた人材育成を含め、上述のような役割を明確にし、その機能を伸長していく改革が求められる。このため、国において、国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要である。

(公立大学の役割)

公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体現するという役割を持つ。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要がある。

(私立大学の役割)

私立大学については、学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。また、私立大学は一部のエリートだけではなく、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある。そのための知識・技術の創造拠点を、大学の独自性に沿って創ることも、私立大学の役割である。このため、私立大学は多様性の保持を明確にした上で、それぞれの「建学の精神」に基づき、学生/教員の比率等も踏まえた教育研究の更なる充実を図りつつ、その経営基盤の強化を図り、我が国の高等教育の中核基盤を支える方向で改革を進める必要がある。

(国公私全体での取組の重要性)

国公私のそれぞれの高等教育機関は、これまでの歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に活かして、地域における高等教育の在り方を再構築していく必要がある。その際、教育研究活動の共通点をもつ国公私立大学の複合システムを活かして、我が国の高等教育の発展に国公私全体で取り組んでいく必要がある。

(出典)2040年に向けた高等教育グランドデザイン(平成30年11月中教審答申)

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較①

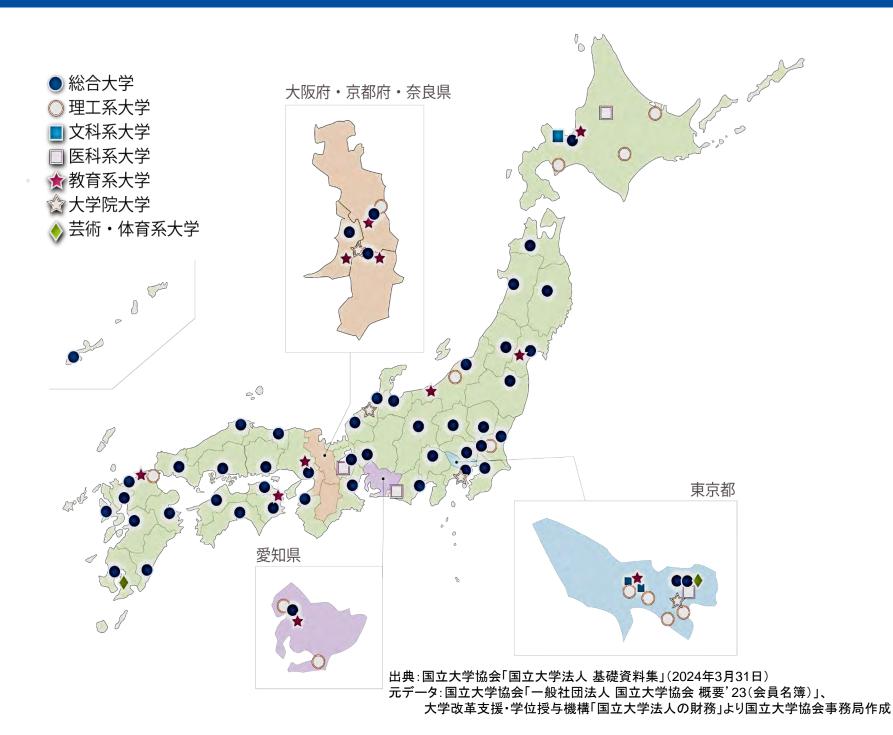
	大学·短期大学	専門職大学·専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
目的	●学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる「学校教育法第83条」 〜短大は、深く専門の学芸を教授研究し、職業及び実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする「学校教育法第108条】	●深く専門の学芸を教授研究し、専門性を 求められる職業を担うために必要な実践 的かつ応用的な能力を育成・展開させる ※ 大学・短大のうち、上記を目的とするものは、 専門職大学・専門職短期大学とする 【学校教育法第83条の2、第108条第4項】	●職業若しくは実際生活に必要 な能力を育成し、又は教養の 向上を図る 【学校教育法第124条】
教 (職業 教 の 特色	 ●幅広い教養の教育と学術研究の成果に基づく専門教育 ~ 職業人養成もその中で行われる → 大学教育における職業教育は、教養教育の基礎に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的な見地からのものとして行われる点に特色 	 ●理論と実践を架橋する教育 大学との違い】 ・実習等の重視 ※ 卒業単位の概ね1/3以上は実習等(長期の臨地実務実習を含む) 【専門学校との違い】 ・理論にも裏付けられた実践力の育成 ・特定職種の専門性に止まらない、幅広い知識等の習得 ※ 分野全般への精通、関連他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養 	●社会のニーズに即応した、専門 的な技能・資格等の修得につ ながる実践的な職業教育 ※ 豊富な実習等による即戦力の育 成に強み
教員 組織	研究者教員が中心	 実務の経験等を有する教員を積極的に任用 ※専任教員数の4割以上は実務家教員(研究能力を併せ有する教員を含む) 理論と実践を架橋する教育課程の提供に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置 	●実務に関する知識・技術・技 能等を有する教員が中心

大学・短大・専門学校と専門職大学・専門職短大の比較②

	大学·短期大学	専門職大学・専門職短期大学	専門学校 (専修学校専門課程)
修業 年限	大学; 4年 短大; 2年又は3年	大学;4年(前期・後期の区分制も可) 短大;2年又は3年	1年以上 ※約8割が2年制・3年制
学位	学位を授与【学士、短期大学士】	学位を授与【学士(専門職)、短期大学士 (専門職)】	称号を付与【高度専門士、専門士】
質の保証	 ●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準(学問重視) ●国による設置認可 ●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ●認証評価機関による第三者評価(機関別評価) 	 ●学位授与機関としての国際通用性を確保する設置基準(実践的な職業教育重視) ●国による設置認可 ●大学等による自己点検評価、教育研究活動等の状況に関する情報公表 ●認証評価機関による第三者評価(機関別評価及び分野別評価) 	 ●弾力的な設置基準 ●都道府県による設置認可 ●学校による自己評価 (大学と同等の項目での自己点検評価)、外部の識見を有する者による評価(努力義務) 学校関係者評価(努力義務)、学校運営の状況に関する情報提供 ※下線部分は、改正学校教育法施行(R8.4.1)以降
入学 者選 抜	● 学力の3要素を踏まえつつ、入学 多面的・総合的に判定	 志願者の能力・意欲・適性等を ● 入学者の多様性に配慮した入学者選抜を努力義務化 ● 多様な学生像の類型に応じたアドミッション・ポリシーを明確化 ※ 実践的な職業教育推進の観点から、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の意欲・能力・適性等を多面的に評価 	●個々の専門学校において、それぞれの目的に応じて選抜実施 160

国立大学

国立大学の系統別分布図



第4期中期目標期間における国立大学等のグループ分け

グループ 1 (28大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学のうち、附属病院を有する国立大学	旭川医科大学、弘前大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、新潟大学、富山大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学
グループ2 (27大学)	主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学のうち、附属病院を有しない国立大学	北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、岩手大学、宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、静岡大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、和歌山大学、鳴門教育大学、福岡教育大学
グループ3 (14大学)	主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・ 特色のある分野で地域というより世界・全国的 な教育研究を推進する取組を中核とする国立 大学	筑波技術大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京芸術大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、奈良女子大学、九州工業大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
グループ4 (10大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大 学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会 実装を推進する取組を中核とする国立大学のう ち、指定国立大学	東北大学、筑波大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学
グループ5 (7大学)	主として、卓越した成果を創出している海外大 学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会 実装を推進する取組を中核とする国立大学	北海道大学、千葉大学、東京農工大学、金沢大学、神戸大学、岡山大学、広島大学

グループ6 (4機構)

研究基盤の共同利用や、大学の枠を越えたネットワーク化を推進する大学共同利用機関

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

公立大学

公立大学の設置(平成以降)

・平成以降、看護等医療系をはじめとして、地域ニーズを踏まえた公立大学が設置された。平成21年以降は私立大学の公立化も進んだ。

年度	大 学 名	年度	大 学 名
H2	富山県立大学、奈良県立大学	H20	長崎県立大学※
H4	福井県立大学、福岡県立大学	H21	千葉県立保健医療大学、愛知県立大学※、新潟県立大学、 <mark>高知工科大学</mark>
H5	青森公立大学、会津大学、岡山県立大学、宮崎公立大学	H22	静岡文化芸術大学、新見公立大学、名桜大学
Н6	広島市立大学	H23	福山市立大学
H7	茨城県立医療大学、長野県看護大学、滋賀県立大学	H24	公立鳥取環境大学
H8	神戸市看護大学	H25	秋田公立美術大学
H9	宮城大学、前橋工科大学、三重県立看護大学、宮崎県立看護大学	H26	山形県立米沢栄養大学、 <mark>長岡造形大学</mark> 、敦賀市立看護大学
H10	岩手県立大学、大分県立看護科学大学	H28	福知山公立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学
H11	青森県立保健大学、秋田県立大学、埼玉県立大学、沖縄県立看 護大学	H29	長野大学
H12	公立はこだて未来大学、山形県立保健医療大学、石川県立看護 大学、岐阜県立看護大学、島根県立大学	H30	公立諏訪東京理科大学、長野県立大学、公立小松大学
H13	情報科学芸術大学院大学、尾道市立大学	H31	公立千歳科学技術大学
H14	新潟県立看護大学	R2	静岡県立農林環境専門職大学
H15	神奈川県立保健福祉大学	R3	三条市立大学、静岡社会健康医学大学院大学、芸術文化 観光専門職大学、叡啓大学
H16	国際教養大学、兵庫県立大学※、香川県立保健医療大学、愛媛県立医療技術大学	R4	川崎市立看護大学、大阪公立大学※、 <mark>周南公立大学</mark>
H17	群馬県立県民健康科学大学、東京都立大学※、山梨県立大学※、石川県立大学、県立広島大学※	R5	旭川市立大学
H18	名寄市立大学、札幌市立大学、東京都立産業技術大学院大学	R6	東北農林専門職大学 165 ※ 統合した大学 赤字は私立大学を公立大学化した大学

設置自治体の種別の大学設置状況(令和5年度)

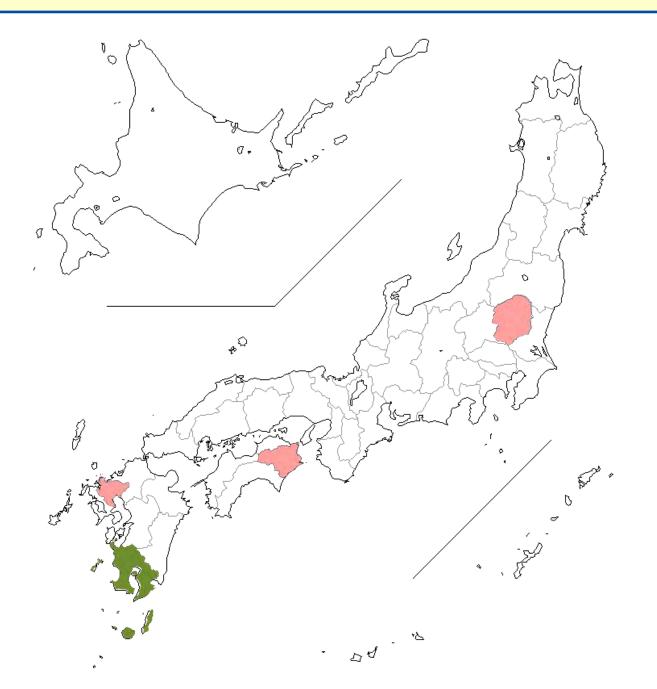
青字=医歯学部を有する 9 赤字=学校法人の設置者変更 12 緑字=専門職大学 2 <u>下線を付した大学=自治体直営 9</u>

		都道府県 43/47	政令市 9/20	中核市等 12/84	一般市 17/687
総合大学	5学部以上 かつ学生 定員4,000 名以上	東京都立、 大阪公立(府市共同)、 兵庫県立	横浜市立、 名古屋市立、 大阪公立(再掲)、 北九州市立		
	複数分野 の学する す	岩手県立、秋田県立、宮城、新潟県立、 山梨県立、長野県立、富山県立、福井県立、 静岡県立、静岡文化芸術、愛知県立、 滋賀県立、京都府立、公立鳥取環境(県市共同)、 島根県立、岡山県立、県立広島、山口県立、 高知県立、高知工科、福岡県立、長崎県立、 熊本県立 (23大学)	札幌市立、 広島市立	旭川市立、 公立鳥取環境(再掲)、 福山市立	長野、公立小松、 福知山公立、尾道市立、 山陽小野田市立山口東 京理科、 周南公立、 名桜(組合立)(8大学)
単科大学	看外 同の部大む 一複を学 外野学つ含	札幌医科、国際教養、山形県立米沢栄養、福島県立医科、会津、群馬県立女子、東京都立産業技術大学院、石川県立、 <u>静岡県立農林環境専門職</u> 、静岡社会健康医学大学院、 <u>情報科学芸術大学院</u> 、愛知県立芸術、京都府立医科、奈良県立医科、奈良県立、和歌山県立医科、芸術文化観光専門職、叡啓、九州歯科、福岡女子、沖縄県立芸術(21大学)	京都市立芸術、神戸市外国語	公立はこだて未来(広域連合)、青森公立、秋田公立美術、高崎経済、前橋工科、長岡造形、金沢美術工芸、岐阜薬科、下関市立、宮崎公立(10大学)	釧路公立(組合立)、 公立千歳科学技術、 三条市立、 都留文科、 公立諏訪東京理科(組合 立·3市)、 (5大学)
	看護系 看護医療 系の単科 大学	青森県立保健、山形県立保健医療、 <u>茨城県立医療</u> 、 群馬県立県民健康科学、埼玉県立、 <u>千葉県立保健医療</u> 、神奈川県立保健福祉、 新潟県立看護、 <u>長野県看護</u> 、石川県立看護、 岐阜県立看護、三重県立看護、 <u>香川県立保健医療</u> 、 愛媛県立医療技術、大分県立看護科学、 宮崎県立看護、沖縄県立看護(17大学)	<u>川崎市立看護</u> 神戸市看護		名寄市立、 敦賀市立看護、 新見公立

166

公立大学・公立短期大学の未設置状況(令和5年度)

- ●公立大学・公立短期大学が設置されていない都道府県:栃木県、徳島県、佐賀県
- ●公立大学が設置されていない都道府県:栃木県、徳島県、佐賀県、鹿児島県



私立大学の公立大学化

少子高齢化が進む中で地方の中小規模の私立大学の経営は厳しくなっており、近年、私立大学が公立大学化する事例が見られる。経済財政諮問会議においても私立大学の公立化に際しての経営の見通し等の「見える化」について 指摘されたことから、文部科学省では総務省と連携し、影響分析及び公立化効果に関するデータを公表している。

1. 私立大学の公立大学化の現状

平成21年度から令和6年度までに公立大学は77校から101校に増加。**うち12校が私大の公立大学化によるもの。**

平成21年4月 高知工科大学(高知県)

平成22年4月 静岡文化芸術大学(静岡県)、

名桜大学(沖縄:北部広域市町村圏組合)

平成24年4月 公立鳥取環境大学(鳥取県・鳥取市)

※旧 鳥取環境大学

平成26年4月 長岡造形大学(長岡市)

平成28年4月 山陽小野田市立山口東京理科大学(山陽小野田市)

※旧 山口東京理科大学

福知山公立大学(福知山市)※旧 成美大学

平成29年4月 長野大学(上田市)

平成30年4月 公立諏訪東京理科大学(諏訪広域公立大学事務組合)

※旧 諏訪東京理科大学

平成31年4月 公立千歳科学技術大学(千歳市)

※旧 千歳科学技術大学

令和4年4月 周南公立大学(周南市) ※旧 徳山大学

令和5年4月 旭川市立大学(旭川市) ※旧 旭川大学

※私立大学から公立大学化する場合の手続き

- ①設置者変更の認可(学校教育法4条)文部科学大臣
- ②学校法人の寄附行為変更の認可(私立学校法第45条)又は 学校法人の解散の認可(私立学校法第50条)文部科学大臣
- ③公立大学法人の設立の認可(地方独立行政法第7条、第80条) 都道府県及び政令市の場合は総務大臣と文部科学大臣、 それ以外の場合は都道府県知事

2. 経済財政諮問会議等での指摘と対応

◆経済財政諮問会議「経済・財政計画改革工程表」(H29年12月20日)

今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化

◆骨太の方針(H30年6月15日閣議決定)

私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の徹底した見える化、教育効果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。



(対応)

総務省と連携し私立大学の公立化に際しての影響分析及び公立化効果に関するデータを両省及び各大学、自治体のホームページにて公表。(平成31年1月~)

- <公表する指標>
- ○公立化効果に関する指標
- · 入学志願倍率、地域内入学者率
- ·入学/収容定員充足率
- ・就職率 等
- ○経営見通し(収益性)に関する指標
- ·自己収入率(自己収入/収入)
- ・設立団体の地域住民一人当たりの負担額等

公私協力大学(公設民営大学を含む)

大学設置審議会大学設置計画分科会「昭和61年度(1986年)以降の高等教育の計画的整備について」(昭和59年6月6日)(抄)

- V. 計画期間中の高等教育の整備の方向と内容、
- 3. 高等教育機関の地域配置の在り方
- (3) 国、地方公共団体、学校法人の協力方式による高等教育機関の整備

大学、短期大学の地域配置の適正化は、徐々に進行してきているが、地方における整備に関しては、国立の大学、短期大学についてある程度進んだものの、<u>私学について</u>は立地条件の問題等もあって十分には進まず、全体として、なお、その進展は不十分な状況にある。

今後、<u>地方における高等教育機関の整備を図っていく</u>ためには、国、地方公共団体、学校法人の間の協力が重要と考えられるが、その協力方式として次のようなものが考えられる。

ア 公私協力方式

地方の要望に適切に応じた高等教育機関を設置・運営する場合には、地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営する場合には、地方公共団体と学校法人の協力によって設置・運営することが一つの適切な方法と考えられる。この場合、設置形態は私立大学であるが、次のような協力方式による設置・運営が考えられる。

- ① 地方公共団体が土地、校舎等の建物及び設備の一部を現物又は資金で準備する。
- ② 地方公共団体は、学校法人に対し、経常費の一部を補助する。

◆公私協力大学の新設数の推移



	1985年以前	1986~95年	1996~2005年	2006~2009年		
新設私立大学数	122	83	132	37		
うち、公私協力方式	6(5%)	37(45%)	51(39%)	11(30%)		

【出典】船戸高樹(2010)「厳しさ増す「公私協力方式大学」問われる存在意義—上—」『アルカディア学報』(教育学術新聞掲載コラム)No.402を基に、文部科学省作成。

◆公設民営大学

地方公共団体が主体となって大学設置を計画し、設置経費のすべてを公費で賄った私立大学(※)。

大学名	東北芸術工科大学	東北公益文科大学	長岡造形大学	静岡文化芸術大学	鳥取環境大学	高知工科大学	名桜大学
開学年 (公立化年)	1992年	2001年	1994年 (2014年)	2000年 (2010年)	2001年 (2012年)	1997年 (2009年)	1994年 (2010年)
公立大学にしなかった理由	公立大学は大学とし て望ましくない	公立大学は大学とし て望ましくない	旧自治省の基準により不可能/ 公立大学は大学として望ましくない	既存県立大学に対する批判的評価	公立大学案→ 私学誘致案→ 失敗	旧自治省の方針により2つの県立大をもてない	旧自治省の基準により不可能/ 公立大学は維持費がかかる

公立大学法人の設立までの主な手続

地方独立行政法人法上の手続

◆ 法人としての適切な業務運営を確保(教育研究の特性への配慮を含む)するため定款を策定し認可を得る必要

【都道府県·指定都市】

- ・都道府県・指定都市が加入する一部事務組合・広域連合を含む
- ・複数団体による共同設立の際に都道府県 指定都市が一団体でも参加する場合を含む

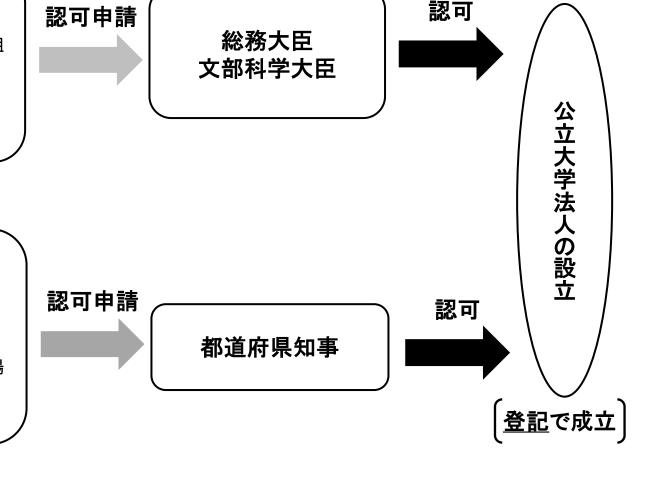
| |議会の議決を経て<u>定款</u>を作成

【その他の市町村・特別区】

・その他の市町村・特別区が加入する一部事

務組合・広域連合を含む

・複数の市町村・特別区による共同設立の場合を含む(都道府県・指定都市が一団体でも参加する場合を除く)



- ■定款には「役員の定数・任期等」「業務の範囲及びその執行」「資本金、出資及び資産」等を記載
- ■定款の他、「出資財産」「重要財産」「入学検定料、入学料、授業料」「中期目標」等について議会の議決や審議が行われる。

専修学校を取り巻く状況

<専修学校の特徴>

- ▶ 全国約3,000校で60万人が学ぶ実践的な職業教育 ▶ 少子化の加速に伴う人手不足の顕在化。医療・福祉、 機関(うち専門学校は約2,700校、55万人)。
- な層に学びの機会を提供。
- ▶ 「高等教育のグランドデザイン」答申 (H30) との関係 (社会の変化に即応できる制度的特徴は生かしつつ、 ➤ コロナ禍後の変化 (テレワーク、オンライン教育の普及) 情報公開・評価などの質の保証は更に推進する必要)

<社会の変化>

- 工業等の社会基盤を支える人材確保の必要。
- ▶ 企業等と連携したカリキュラム。30以上の国家資格の学 ▶ 人生100年やデジタル社会の到来。それに伴う、リカレン 歴要件。IT人材も年1万人。地元就職率が高い。多様 ト・リスキリングを含む、職業教育等の重要性の高まり。
 - ▶ 国際競争力の相対的低下(訪日留学生も変化)。 質を確保し戦略的に留学生の受入れを進める必要。

<政策の変化>

- ▶ 職業実践専門課程の推進。特別交付税措置(R4) ~)。R5時点で35都道府県で実施。
- ▶ 給付型奨学金や授業料減免からなる、高等教育の 修学支援制度(R2~)。R6に多子世帯、理工農 系進学に係る対象者を拡大。R7に多子世帯に係る 所得制限を設けない方針。
- ▶ 私立学校法の改正(R5改正。R7施行)。これを 踏まえた実効性のあるガバナンス改革の推進。

専修学校の人材育成における質の向上と、社会基盤を支えるために不可欠な人材の輩出を

引き続き進めていくため、以下の3つの柱を中心とした振興策を提言

期待される具体の取組

振興策の3つの柱+その他

① 実践的な職業教育の推進

制度改正関連▶、−

- 職業教育体系の確立、教育の質保証に向けた、学校教育法の改正を含 む制度改正の検討(専門課程)
- 大学等との制度的整合性を高めるための措置 (専門課程における単位制への移行、入学者要件を大学等と同等に、在 籍者の呼称を生徒から学生に変更)
- 専門課程修了者の学習継続の機会の確保や社会的評価向上のため の措置(専攻科の制度化、称号(専門士)の位置付けの明確化)
- 教育の質の保証を図るための措置(自己点検評価の義務化、独立し た専門の評価機関による評価の努力義務化)
- ▶ 職業実践専門課程の数の拡大・質的改善
- ▶ 教職員の資質向上(体系的・組織的な研修の推進など)

② 社会人・留学生の受入れ拡大

- ▶ 履修証明プログラムや専攻科の制度化等(社会人受入れ促進)
- ▶ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム (CP) の創設と、その厳格な 運用(認定校の留学生は就労時の在留資格の切替えが円滑化)

修学支援新制度の中間層への拡充等への対応

- > 分野の概念の整理
- ▶ 情報系学科への対応

- ➤ ISCEDでの高度専門士の位置付けの見直し
- その他 > 高等専修学校の学びのセーフティネット機能の強化
 - ▶ 広報・情報公表の強化 ▶ オンライン教育の推進 等

国(文科省)

制度改正関連◆

- ◆ 必要な制度改正(法令改正、ガイド ラインの見直し等)
- ◆ 職業実践専門課程
 - 企業等と連携した実習の実施状 況等の調査、要件見直しの検討。
 - 独立した専門の評価機関による評 価の段階的な導入の検討
- ◆ 教職員の資質向上
 - 教員研修の体系化の調査研究
- ◆ 社会人・留学生の受入れ拡大
- 履修証明プログラム【R4.6済】
- 外国人留学生CP【R5.6済】
- ◆ 修学支援新制度の対象拡大
 - 対象の理系分野の明確化
 - 情報系の学科に係る設置基準緩 和【R5.2済】
- ◆ ISCEDの見直し調整【R5.6済】
- ◆ オンライン教育ガイドラインの策定

都道府県 (所轄庁)

- ◆ 制度改正に伴う、各都道府県で定 める認可基準等の見直し及び届け 出の受理
 - 入学者要件の見直しに伴うもの
 - 単位制への移行等に伴うもの
 - 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 特別交付税措置等を踏まえた、職 業実践専門課程の推進
- ◆ 修学支援新制度見直しへの対応 など

各専門学校等

- ◆ 制度改正に伴う学則の変更
- 入学者要件の見直しに伴うもの
- 単位制への移行等に伴うもの
- 専攻科を設置する場合に伴うもの
- ◆ 単位制の導入に伴う各科目の修了 要件の明確化
- ◆ 自己点検評価の実施と情報公開
- ◆ 独立した専門の評価機関による評 価を受けることの検討
- ◆ 左記施策を活用した、社会人や留 学牛の受入れ推進 など 171

など

私立大学

時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ

- √ 令和6年度~令和10年度の5年間を「集中改革期間」と位置づけ、従来の取組に加え、経営改革に対する継続的な財政支援を 創設するとともに、文部科学省・私学事業団による「私学経営DX」を通じた「アウトリーチ型支援」をスタート。
- ✓ 各私立大学・短大・高専が、将来を見据えたチャレンジや経営判断をはじめとした意欲的な経営改革を行えるよう強力に後押し。

※令和8年度以降、一定の基準に該当する場合、経営改革計画の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る。

新規

1. 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 (令和6年度予算額 20億円)

少子化を乗り越えるレジリエントな私学への構造転換を図るため、**日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起**し、**将来を見据えた チャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現**を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について、原則 5 年間、**継続的に支援**する。

※ 複数年の将来計画を有識者が審査・選定。選定大学等に対し、文部科学省・私学事業団・有識者によるフォローアップ・支援体制を整備。

メニュー 1

少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、 私立大学等戦略的経営改革支援

※ 45校 × 1,000万円~2,500万円程度 + 一般補助における増額

メニュー2

複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた 経営改革支援

※ 5グループ×3,500万円程度

社会・地域等の将来ビジョンを見据え、 自治体や産業界等と緊密に連携しつつ、 社会・地域等の未来に不可欠な専門 人材の育成を担う事を目的とし、教育・ 研究面の構造的な転換や資源の集中 等による機能強化を図ること等により、 未来を支える人材育成機能強化に向 けた経営改革を行う、キラリと光る大学 /短大/高専(中・小規模中心)を支援。

新規

2. 「私学経営DX」の推進(令和6年度予算額 1億円)

主体的な経営判断や「アウトリーチ型支援」の基盤として、各種データや 知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築などを推進。

- ① 社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断
- ② より客観的な経営診断を踏まえた、文部科学省・私学事業団による 「アウトリーチ型支援」(連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の 充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援など)

特に学校運営面において、**複数の** 大学等が強固な連携関係を構築する ことで、効果的・効率的な大学運営を 実現し、機能の共同化・高度化を図る 経営改革を支援。

※ 本事業で得た知見を活用しつつ、 各学校法人・大学が共同利用できる 共通的なプラットフォームの在り方を 検討。

新規

3. 成長分野等への組織転換促進のための支援

(令和6年度予算額 一般補助 2,772億円の内数)

成長分野等への組織転換を促進するため、理工農系学部等について、一定の条件のもと、学部等設置以降、完成年度を迎えるまでの設置計画履行期間中に必要な経常的経費について支援する。 ※集中改革期間中の時限的な措置

新規

4. 定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援 (令和6年度予算額 一般補助2,772億円の内数)

定員規模適正化に係る経営判断を支えるため、経営改善計画に位置付けた上で、 運営面・教育面において一定の要件を満たす場合に限り、**学生募集停止を行った 学部等の継続的な教育研究活動を支援**する。 ※集中改革期間中の時限的な措置

継続

5. 私立大学等改革総合支援事業 (令和6年度予算額 112億円(前年同額))

自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援。

- ※ ① 特色ある教育の展開、② 高度な研究の展開、③ 地域社会の発展への貢献、④ 社会実装の推進の4タイプを設定(複数タイプの選定可)
- ※ 各タイプ50~100件程度 × 約1,100万~2,600万円 + 一般補助における増額
- ※ 毎年度、各タイプごとの特色を踏まえ、客観的・定量的に把握可能な、改革に係る総合的な体制整備等の状況を事後的に評価し、選定。

- **令和6年度からの5年間を「集中改革期間」**とし、時代・社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学へ構造転換。
 - ・ 各私立大学がとるべき、「1チャレンジ」「2連携・統合」「3縮小・撤退」の3つの方向性に係る施策を実施。
 - これらを支える「私学経営DX」を通じた、文科省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」をスタート。

各学校法人·私立大学

1 チャレンジ

将来を見据えたチャレンジをはじめとした 意欲的な経営改革を行えるよう強力に 後押し

- ◆「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、戦略的経営改革支援」(R6新規)
- ◆「成長分野等への組織転換促進のための支援」(R6新規)
- ◆「個人寄附に係る税額控除要件の見直し」 (R6新規)
- ◆ 上記のほか、「私立大学等改革総合支援事業」等を通じ、改革やチャレンジに取り組む大学等を支援
- ※ R7開設に係る申請から、設置認可における学生確保審査を厳格化

《今後検討を要する観点》

※ 経営基盤の確立の観点から、認可審査の厳格化の 在り方

2 <u>連携·統合</u>

機能の共同化・高度化による効果的・効率的な大学運営により、各大学が「強み」や「特色」を発揮

◆「複数大学等の連携による機能の共同化・ 高度化を通じた経営改革支援」

(R6新規)

《今後検討を要する観点》

- ※ 各法人・大学が共同利用できる共通的なプラットフォームの在り方
- ◆ 連携・統合等を希望する学校法人への経営相談の充実、潜在的な個別ニーズを踏まえたマッチング支援(文科省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」)

《今後検討を要する観点》

※ 定員充足率が低い/財務状況が厳しい大学・学 部等を統合した場合に、制度面・財政面・経営 指導等で不利益を被らないような特例措置の在 り方

3 縮小・撤退

現有リソースの配分最適化 等による教育研究活動の効果的・効率的な展開

- ◆ 学生募集停止を行った学部等 の継続的な教育研究活動を支援(R6新規)
- ◆ 早期の経営判断を促す指導強化.

《今後検討を要する観点》

- ※ 学部等の開設後に定員未充足や 不採算の状態が継続する場合、 規模縮小や撤退に係る指導の強 化の在り方
- ※ 学校法人が解散する場合の残余 財産の帰属についての要件緩和の 在り方

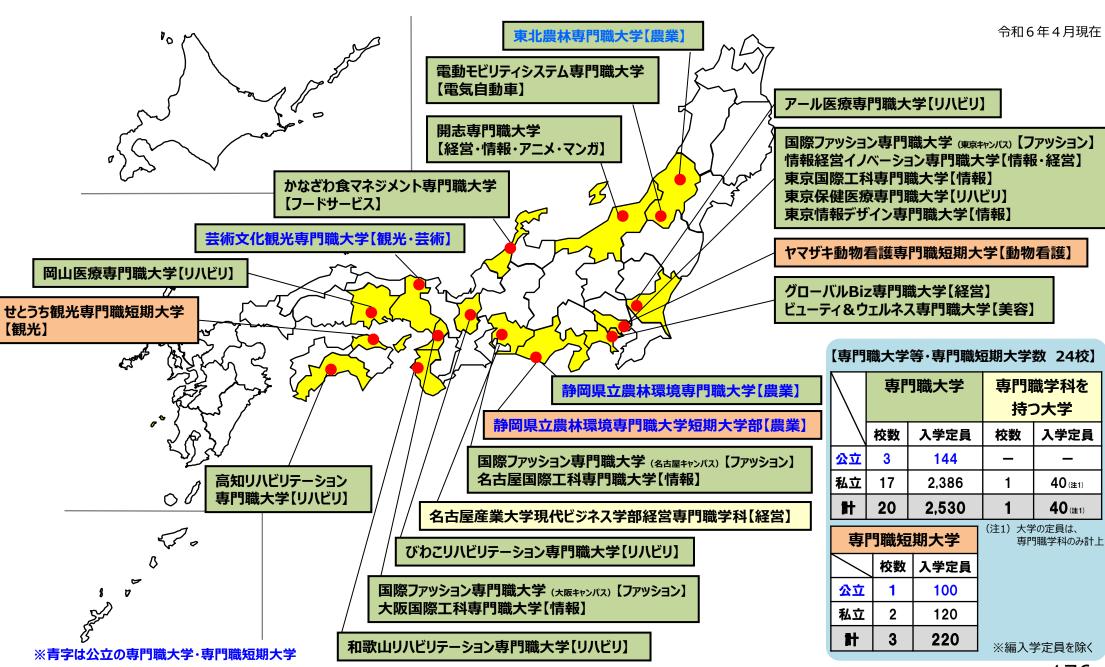
1 ~ 3 を支える経営健全性の確保支援

学生保護等の観点から、急激な経営状況の悪化を避けるため、経営の健全性の確保を支援

- ◆ 定員規模適正化等による経営の健全性の確保を促進(定員充足率による増額・減額措置など)
 - ※ R8以降、定員充足率や経営状況等が一定基準に該当する場合、「経営改革計画」の策定を求め、経営の健全性の確保等を図る (R11以降、「経営改革計画」の進捗状況を踏まえた、私立大学等経常費補助金の配分を実施)
- ◆「私学経営DX」の推進(データ、知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築) (R6新規)
 - ・客観的な経営診断を踏まえた、文科省・私学事業団による「アウトリーチ型支援」
 - ・社会・地域のニーズ・動向、自身の教育研究や財務・経営状況等の客観的な分析を踏まえた、改革・改善の機を失わない主体的な経営判断

専門職大学・専門職短期大学

専門職大学等・専門職短期大学の一覧([]は分野名)



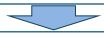
専門職大学等の制度化 (2019年(平成31年)4月施行)

経済社会の状況

- 社会の情勢が目まぐるしく変化し、課題も複雑化
- 産業・就業構造の変化
- 少子・高齢化の進行による生産年齢人口の減少

高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇(大学教育のユニバーサル化)
- 産業界等ニーズとのミスマッチ
- 産業競争力強化や地方創生への貢献を期待



今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な

豊かな

変化に対応して新たなモノやサービスを創造できる 実践力 + 創造力 を備えた専門職業人

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度上、明確にした新たな大学を創設

【開設が期待される分野】

情報、観光、農業、医療・保健、クールジャパン分野(マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など)

大学制度 職業重視 学術重視 実践的な教育に意欲・適性を アカデミックな教育に 持つ学生、スペシャリスト志向の学生 意欲・適性を持つ学生 関連他分野の教育 専門教育 専門教育 (学術重視) (職業重視) 専門教育 専門教育 (学術重視) (職業/実際生活) 教養教育 教養教育 教養教育 専門職大学 大学 短期大学 専門職短期大学

新しいタイプの大学 専門職大学・専門職短期大学

産業界等と連携した高度で実践的な職業教育(かつ学術に基づく教育も重視)



※一般の大学・短大の一部における 「専門職学科 It制度化

- 授業の1/3以上は実習・実技
- 理論(学術)と実践(職業)をバランスよく学ぶ
- 他分野も学び創造力を身に付ける
- 原則40人以下の少人数教育

※以降のスライドでは、「専門職大学・専門職短期大学」をまとめて専門職大学と表記します。 177

数字で見る専門職大学

専門職大学は全国に24校

- (注) 令和6年4月1日現在
- (注) 専門職短期大学、専門職学科を 持つ大学を含む



<分野別大学数>

工学

6 大学

(電気自動車、AI・IT・ロボット、 ゲーム・CGなど)

リハビリ

6大学

(理学療法、作業療法、言語聴覚)

経済学

5 大学

(ビジネス、商品開発、広報戦略、 貿易、フードビジネスなど) 農学

4 大学

(農業・林業・畜産業、動物看護)

社会学

2大学

(観光事業、地域創生など)

美術

(舞台芸術、演劇、アニメ・マンガ、 映像音響など) 家政

1 大学

(ファッションクリエイション、ファッションビジネス)

保健衛生

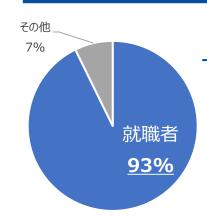
1 大学

(美容、基礎医学、運動学、経営学など)

(注)複数の学位を授与している大学 があるため、分野別大学数と実 際の大学数は一致しない

就職状況

※令和5年度に卒業生を輩出した大学等の数値



令和5年度就職状況

就職者数 972名 (**93%**) その他 76名 (7%)

(出典) 各専門職大学等への調査をもとに 文部科学省において作成 ※令和6年4月1日現在の速報値

【令和5年度に卒業生を輩出した大学等】

開設 年度	大学名
H31	国際ファッション専門職大学 高知リハビリテーション専門職大学
R2	静岡県立農林環境専門職大学 情報経営イノベーション専門職大学 東京国際工科専門職大学 東京保健医療専門職大学 開志専門職大学 びわこリハビリテーション専門職大 学 岡山医療専門職大学

	開設 年度	短期大学名
	H31	ヤマザキ動物看護専門職短期大学
	R2	静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部
	R3	せとうち観光専門職短期大学
-	·	

※青字は公立の専門職大学・専門職短期大学

高等専門学校

高等専門学校制度の概要①

1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした5年一貫の 実践的技術者教育を行う高等教育機関
- 中堅技術者の養成を目的として昭和37年に制度が創設(令和4年度が60周年)大企業においては、工場長など製造現場の指導・監督的な立場の技術者、中小企業においては、企業の中心的な技術者、技術の責任者
- 近年では、**研究・開発に従事する技術者**としての活躍も期待されている

2. 基本データ

学校数:全58校(国立51校、公立3校、私立4校)※令和6年4月1日現在

、 (出典:令和5年度学校基本調査、文部科学省調べ)

入学定員:10,495人(女子学生比率約23%)

入学者数:10,697人(定員充足率101.8%、15歳人口の約1%)

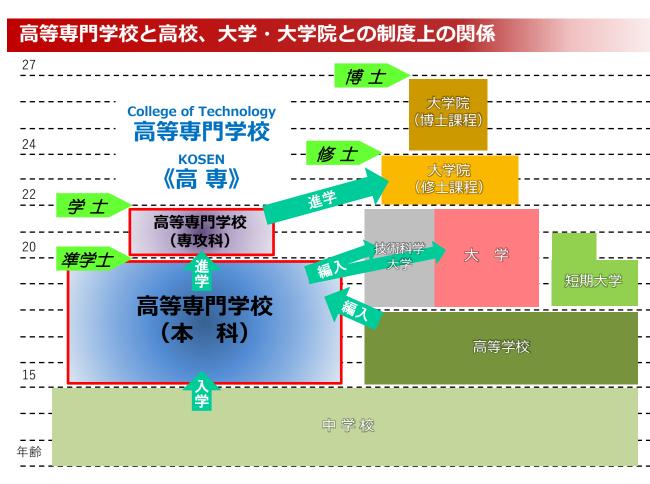
(志願者数16,179人(志願倍率1.54倍)(令和5年度入試))

卒業後の進路:6割が就職

4割が進学(うち6割が大学へ編入、4割が専攻科へ進学)

高等専門学校制度の概要 ②

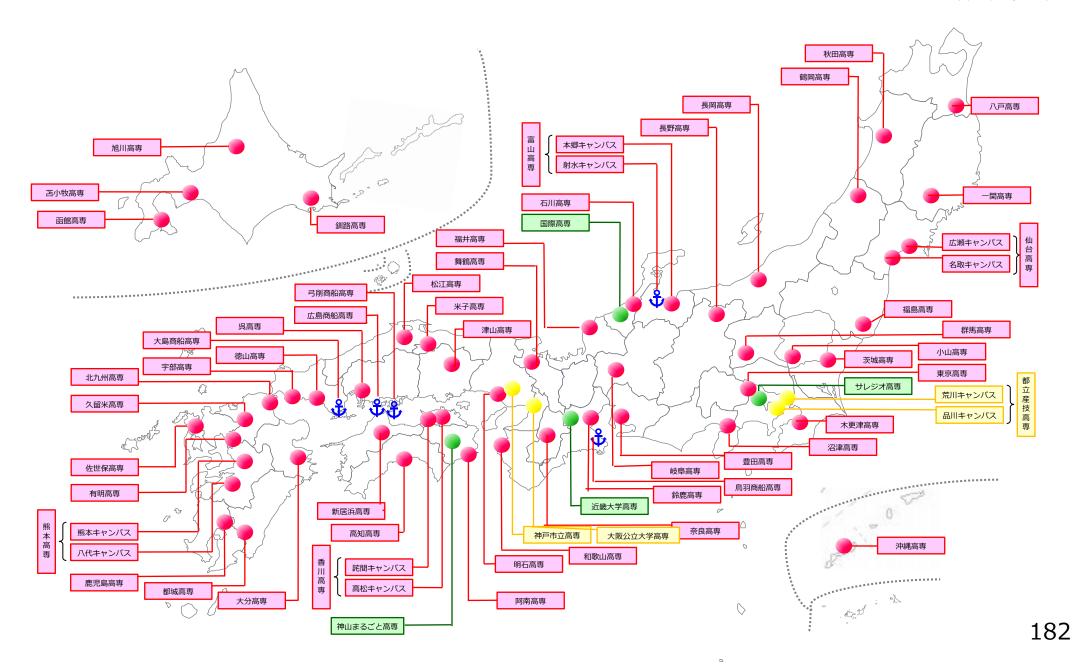
- ◆ 目 的・・・深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する。
- ◆ 修業年限・・・5年、商船に関する学科は5年6月
- ◆ 入学対象 ・・・ 中学校卒業者
- ◆ 教員組織・・・ 校長、教授、准教授、講師、助教、助手
- ◆ 教育課程等
 - ①一般科目と専門科目をくさび型に配当 して、5年間一貫教育で効果的な専門 教育を行っている
 - ②卒業要件単位数 167単位以上 (商船に関する学科は、147単位以上)
 - ③一学級40人編成、学年制
- ◆ 称 号
 卒業生には準学士の称号
- ◆ 進 学
 - 高等専門学校卒業後、専攻科進学
 - ※あるいは大学編入学の途がある
 - ※専攻科修了後は、(独)大学改革支援・学位 授与機構の審査を経て、学士の学位取得可



高等専門学校配置図

■ 国立高専 ⇒ 5 1 校、○ 公立高専 ⇒ 3 校 、○ 私立高専 ⇒ 4 校 【高専合計 ⇒ 5 8 校】⑥ 上記のうち商船高専5 校

令和6年4月1日現在



学校数・学科数・学生数

1. 設置者別学校数、在学生数等の現状(令和5年度)※私立神山まるごと高専は令和5年4月に開設。

	学校数 a (本科,専攻科)		本科 学科数 (注1)	本科 入学定員	本科 在学生数 b	専攻科 在学生数 b		の在学生数 攻科)b/a
国立	51	51	176	9,360	48,065	2,900	942	57
公立	3	3	7	720	3,633	177	1,211	59
私立	4	2	7	415	1,683	45	421	23
計	58	56	190	10,495	53,381	3,122	920	56

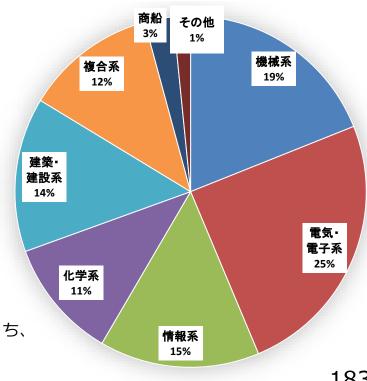
2. 本科分野別学科数・入学定員(人)(令和5年度)

x				エ	業				
区 分	機械系	電気・ 電子系	情報系	化学・ 生物系	建築· 建設系	複合系 (注2)	商船	その他	計
学 科 数	36	47	28	21	27	23	5	3	190
入学定員	1,485	1,925	1,125	840	1,080	3,720	200	120	10,495

(注)

- 1. 学科再編による募集停止中の学科を除く。
- 2. 「機械系」「電気・電子系」「情報系」「化学・生物系」「建築・建設系」の各系統のうち、 幾つかの系統を複合させた学科のこと。

3. 分野別学科数



出典: 文部科学省調べ 183

専門学校

専修学校(専門課程、高等課程、一般課程)の概要

1. 制度の創設

昭和51年1月11日

2. 目的、入学資格、設置基準

※現行の規定

	専門課程(専門学校)	高等課程(高等専修学校)	一般課程
英語 表記	Specialized Training College, Post-secondary Course (Professional Training College)	Specialized Training College, Upper Secondary Course (Upper Secondary Specialized Training School)	Specialized Training College, General Course
目的	高等学校等における教育の基礎の上に、職業若し くは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の 向上を図ることを目的とする。(学校教育法第1 24条、第125条第3項)	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に 応じて、職業若しくは実際生活に必要な能力を育 成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。 (学校教育法第124条、第125条第2項)	高等課程又は専門課程の教育以外において、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第4項)
入学 資格	・高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者 ・修業年限が3年の高等専修学校を修了した者 ・高等学校卒業者に準ずる学力が認められた者 (外国の学校教育の12年課程修了者、認定 在外教育施設の高等学校同等課程修了者 等)	 ・中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者 ・中等教育学校の前期課程を修了した者 ・中学校卒業等と同等以上の学力があると認められた者(外国の学校教育の9年課程修了者、認定在外教育施設の中学校同等課程修了者等) 	(無し)

設置基準

- ·修業年限1年以上(学校教育法第124条)
- ·年間授業時数800単位時間以上(学校教育法第124条、専修学校設置基準第16~18, 20条)
- ・教育を受ける者が常時40人以上(学校教育法第124条)
- ・教員数が設置基準に定める数以上(専修学校設置基準第39,40条)
- ・教員が担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものであること。(専修学校設置基準第41条各号(専門課程)、第42条各号(高等課程)、第43条各号(一般課程))
- ・目的、生徒数等に応じ、必要な校地、校舎、設備を備えること(専修学校設置基準第44条~第51条) 等

(4) 高等教育の財政措置

関連資料

令和5年度予算額 国立大学法人運営費交付金 国立大学改革,研究基盤強化推進補助金

令和4年度第2次補正予算額

1兆784億円(前年度予算額 50億円(前年度予算額

1兆786億円) 50億円)

文部科学省

239億円

自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

ミッション実現・加速化に向けた支援

我が国の次世代を担う人材養成

多様な学生に対する支援の充実

大学院牛に対する授業料免除の充実 159億円 (+9億円)

> ※このほか、障害のある学生に対する支援や、 新型コロナ感染症への対応についても支援

数理・データサイエンス・AI 教育の推進

12億円 (対前年度同額)

● 数理・データサイエンス・AI教育の全国展 開を加速するとともに、教えることのできる エキスパートレベルの人材育成を推進

改革に積極的な大学の教育研究活動基盤形成

教育研究組織の改革に対する支援 77億円 (新規分)

※継続分83億円と合わせて、総額160億円

● デジタル・グリーン、地方創生、SDGs等への貢献を通じた各大学の ミッション実現を加速するための組織設置や体制構築を強力に推進

島根大学 材料エネルギー学部

県内マテリアル関連産業等の研究開発 力の強化及び企業の体質改善に繋がる 研究成果を上げるとともに、企業変革 を促す高度専門人材を地域に輩出

熊本大学

半導体・デジタル研究教育機構

半導体に特化した新たな教育プロ グラムの開発、国内外の大学・企 業との共同研究等を展開すること で、我が国の半導体産業をリード する高度人材を輩出

大分大学 STEAM教育推進センター

学内・県内のSTEAM教育の強化 や理工系分野の女性活躍の推進 (入試改革、修学支援)により、 社会変革を創生する人材を輩出

名古屋大学 ディープテック・シリアル イノベーションセンター

学部から博士課程まで階層的に、大規模かつ 超学部的にアントレプレナー教育を行い、大 学のもつ高度技術シーズの社会実装を加速

北海道大学 スタートアップ創出本部

ライフサイクルを通したシームレスな起業家教 育・スタートアップ支援と、支援・成果・資源 が道内に循環・拡大するエコシステムの構築に より産業創出と地域経済の活性化に寄与

筑波大学

CO2ニュートラル研究推進拠点

全学の未来デザイン戦略に基づき、研究リソース の結集と文理融合をマネジメントする「統合研究 推進コア」の下、カーボンニュートラル達成に向 けて、基礎から応用、社会実装まで総力を上げて 臨む研究推進体制を構築

横浜国立大学

D&I教育研究実践センター

自治体等と連携した初中教育のインク ルーシブ教育モデル開発・展開に加え 専門性ある教員の養成等を通じ、共生 社会を担う次世代人材を育成

大学の枠を越えた 知の結集による研究力向上

共同利用・共同研究拠点の強化 47億円 (+1億円)

文部科学大臣の認定した共同利 用・共同研究拠点としての基盤的 な活動等を支援

世界の学術フロンティアを先導 する大規模プロジェクトの推進 209億円 (対前年度同額)

人類未踏の研究課題に挑み、 世界の学術研究を先導するとともに、 最先端の学術研究基盤の整備を推進

> ※このほか、先端研究推進費補助金等 131億円(+3億円)

教育研究基盤設備の整備等 105億円(+36億円)

● ポスト・コロナや、国土強靱化、グリーン社会の実現、デジタル化の加速に資する 設備など、教育研究等に係る基盤的な設備等の整備を支援 国立大学の経営改革構想を支援

改革インセンティブの向上

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すとともに、国立大学への 公費投入・配分の適切さを示すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に 評価しその結果に基づく配分を実施
- より実効性のある仕組みとするため、多くの大学が達成している指標を見直すとともに 研究に関する指標を中心に、実績・成果の伸びを重視

配分対象経費

1.000億円

75%~125%

※指定国立大学法人は70%~130%

国立大学経営改革促進事業 50億円 (対前年度同額)

※国立大学改革,研究基盤強化推進補助金

● ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導 的な経営改革に取り組む"地域や特定分野の中核となる大学" や"トップレベルの教育研究を目指す大学"を支援

187

公立大学に対する地方財政措置

- 公立大学の運営に要する経費については、地域における人材育成、研究成果の地域産業界への還元といった公共的性格を強く有していることを踏まえ、設立団体が責任を持って運営できるよう、普通交付税の基準財政需要額に算入されている。
- 設立団体から公立大学に支出される運営費交付金等は、各設立団体が配分方法や配分額を決定し交付する。

地方交付税のしくみ

〇所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。 (総務省HPより)

普通交付税の額の決定方法

各団体ごとの普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 (= 財源不足額)

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額×基準税率(75%)

(公立大学の場合)

基準財政需要額 = 単位費用 × 学生数 × 種別補正係数

※単位費用:社会科学系の学生900人規模の大学を標準として、歳出(教職員数等)及び歳入(授業料等)規模から算出。

→ 医科系の場合:基準財政需要額 = 213,000 × 学生数 × 17.65

公立大学の学生1人当たりの単価(令和5年度)

•医科系 375万9.000円(補正係数:17.65)

• 歯科系 211万9.000円(補正係数:9.95)

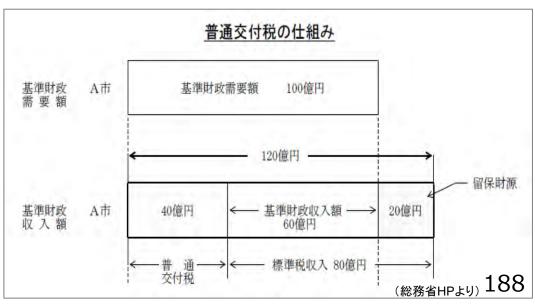
• 理科系 145万9.000円(補正係数:6.85)

•保健系 166万8.000円(補正係数:7.83)

·社会科学系 21万3,000円(補正係数:1.00)

•人文科学系 43万5.000円(補正係数:2.04)

·家政系·芸術系 69万2,000円(補正係数:3.25)





事業内容

- ✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。
- ✓「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、社会や時代のニーズを踏まえた未来を支える人材育成等、我が国が 取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援。

2,771億円 (2,766億円) -般補助

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経営的経費について支援する。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教 育研究の質の向上を促進する。

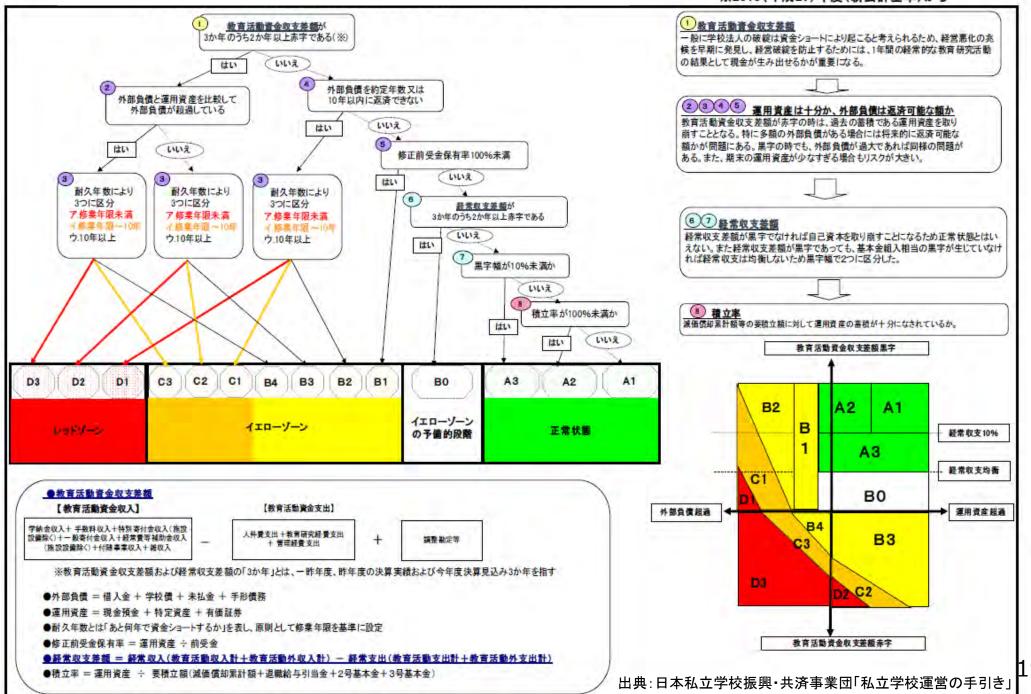
205億円 (209億円) 特別補助

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、 自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

- **私立大学等改革総合支援事業** 112億円※ 一般補助及び特別補助の内数
 - 「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を 解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点支援。
- 大学教育のDX(デジタルトランスフォーメーション)による質的転換支援 2億円(新規)※特別補助の内数 進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、オンライン学習と対面授業の双方の 良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。
- 私立大学等における数理・データサイエンス・A I 教育の充実 7億円※ 特別補助の内数 デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等 の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。
- 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化 117億円※ 特別補助の内数 基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援。
- **教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む大学等の支援** 1億円※ 特別補助の内数

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)

※2015(平成27)年度(新会計基準)から



授業料の性質

授業料の性質に関する国会答弁(昭和57年3月19日 衆議院文教委員会)(抄)

○宮地政府委員 …<u>国立大学の授業料…は…学校の利用者でございます学生生徒が学校施設及び教職員によって提供される教育という役務に対して支払う対価としての性格を持ったもの</u>と考えております。したがって、<u>学校の教育に必要な経費の一部を利用者が負担をするという性格を持ったもの</u>でもあるわけでございます。…

授業料について、いわゆる受益者負担という考え方が議論されているようでございますが、私ども文部省としては、その教育投資のもたらす効果というのは、単に個人に帰属するもののほか、わが国の社会の維持発展を図っていく上で不可欠な基本的なものがあると考えております。ただ、それを明確に区分し測定することが不可能な点もございますので、個人に対する経済的効果という観点のみからの受益者負担主義をとるということは必ずしも適切でない、かように考えております。特に国立大学の授業料につきましては、国立大学が国家、社会の要請に応じて各種の学問分野、専門職業分野等の人材養成を行う、非常に広範、基礎的な人材養成を行うとともに、基礎的な学術研究も推進するというような意味で非常に重要な役割りを担っているわけでございますので、単に、先ほど申しましたような受益者負担という考え方だけから考えるのは適切でない、かように考えております。

なお、私立大学の授業料については、それぞれ私立大学の設置者がお決めになる事柄であろうかと考えております。

入学料の性質に関する国会答弁(平成15年6月6日 衆議院文部科学委員会)(抄)

○河村副大臣 <u>国立大学の入学料</u>についてでありますが、<u>学生として大学という施設を利用し得る地位を取得するに当たっては、その入学に際して一括して支払われるお金</u>である、同時に、<u>入学に伴って必要な手続、準備のための諸経費に要する手数料としての性格をあわせ持つ</u>ことから返還しない、こういうことになっておるわけでございます。

文部科学省で定めます大学入学者選抜実施要項においては、「大学は、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等を募集要項に記載するもの」といたしておりまして、各国立大学の募集要項については、入学を辞退した場合、既に納めている入学料については返還しないということを記載いたしておるところでございまして、そういう意味で、入学料については返還しないということにいたしておるところでございます。

授業料等の性質に関する最高裁判決(最判平18年11月27日民集60巻9号3437頁) ※私立大学について

<授業料等の性質について>

その費目の名称に照らしても、一般に、<u>教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価</u>としての性質を有するもの

<入学金の性質について>

その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、合格者が当該大学に入学し得 る地位を取得するための対価としての性質を有し、当該大学が合格者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用 にも充てられることが予定されているもの 191

国立大学の授業料の仕組み

国立大学の授業料等「標準額」

文部科学省令(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年3月31日文部科学省令第16号)において<u>「標準額」を規定</u>(省令第2条)。

【令和5年度標準額】

・授業料: 学部・大学院 年額 535,800 円 ・入学料: 学部・大学院 282,000 円 : 法科大学院 年額 804,000 円 ・検定料: 学部 17,000 円

: 大学院 30,000円

「標準額」から上回る授業料等を設定している大学

省令第10条に基づき、各大学は<u>「標準額」の120%を上限</u>に、その範囲内で<u>学則等においてそれぞれ授業料を設定</u>。 なお、下限は設定していない。

【令和5年度以降の各大学の授業料等の設定状況】

(1) 授業料:

・特定の研究科等において標準額を上回る額を設定する大学 3大学

○東北大学 大学院 経済学研究科 会計専門職専攻(専門職学位課程) 589,300 円

○東京農工大学 大学院 工学府 産業技術専攻(専門職学位課程) 572,400 円

○一橋大学 大学院 経営管理研究科 642,960 円

・標準額を上回る額を設定する大学 7大学 ※対象の入学者は学士課程(政策研究大学院大学を除く)

○東京工業大学(令和元年4 月以降入学者~) 635,400 円 (平成30 年9 月公表)

○東京芸術大学(令和元年4月以降入学者~) 642,960円 (平成30年10月公表)

○千葉大学(令和2年4月以降入学者~) 642,960円 (令和元年6月公表)

○一橋大学(令和2 年4 月以降入学者~) 642,960 円 (令和元年9 月公表)

○東京医科歯科大学(令和2年4月以降入学者~) 642,960円 (令和元年11月公表)

○政策研究大学院大学(令和4年4月以降入学者(大学院の過程)~) 642,960円 (令和3年6月公表)

○東京農工大学(令和6年4月以降入学者~) 642,960円 (令和5年10月公表)

(2) 入学料:標準額を上回る額を設定する大学 1大学

○東京芸術大学 学士課程・大学院の課程 338,400 円

運営費交付金と「標準額」の関係

国立大学法人運営費交付金の算定には「標準額」を使用することとし、<u>授業料等の改定(値上げ)は運営費交付金に影響</u> しない仕組み。 192

米国の有名私立大学における低中所得層への学費優遇策

- 米国では、授業料の高騰による高等教育へのアクセス低下への懸念から、2000年代に入り、有名私立大学において学部学生を対象とした学費優遇策の導入が行われた。
- ハーバード大学、イエール大学、スタンフォード大学では、貸与奨学金を大学独自の給付奨学金とすることにより実質的に授業料の全部又は一部を免除し、 年収10万ドルを超える家庭の出身者にまで援助対象を広げた。また、大学の学費に関する透明性を高めるため、年間の学費や初期経費等を算定する ツールをHP上に掲載している。
- 財源としては、各大学独自の基金及びその運用収入である。



- ◆八一バード大学 (2024年度授業料60,102ドル)
- 年収85,000ドル未満の家庭の出身者の場合、寮費や授業料等の学費全額が免除(24%が学費免除)
- 年収85,000ドル以上150,000ドルの 家庭の出身者の場合、年収の0~10% までを学費として納める
- 年収150,000ドルを超える家庭の出身 者の場合、個々の状況に比例して年収 の10%以上の学費を納める
- →55%の学部学生が大学独自のハーバー ド奨学金を受けている。
- →アメリカの家庭の90%以上にとって、ハー バードは州立大学よりも費用が安い。

By The Numbers	24%	of Harvard families pay nothing
By The	55%	receive Harvard scholarship aid
	\$13K	average parent contribution
	100%	of students can graduate debt- free

Yale

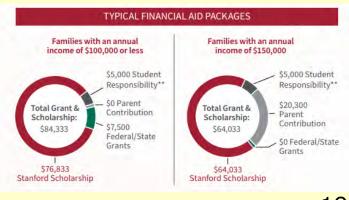
- ◆イェール大学 (2024年度授業料67,250ドル)
- 年収75,000ドル未満の家庭出身者は、大学独自の奨学金により授業料、寮費、食費、通学費等が賄われるほか、初年度は2,000ドルの給与奨学金と入院保障が与えられ、家庭による学費負担は求められない。
- 年収75,000~200,000ドルの家庭については、年収の規模に応じて1~20%の範囲で負担を求められる。
- →64%の学部学生が大学独自の奨学金を受けている。
- 2022年度の出身家庭の年収別の学費負担額、奨学金の受給額(中央値)、受給者の 比率は下表のとおり。

年収範囲	正味コスト の中央値	奨学金の中 央値	援助を受ける 資格のある人 の割合
65,000ドル未満	0ドル	84,200ドル	100%
65,000ドルー			
100,000ドル	1,500ドル	79,000ドル	99%
100,000ドルー			
150,000ドル	14,800ドル	65,800ドル	97%
150,000ドルー			
200,000ドル	30,500ドル	50,200ドル	94%
200,000ドルー			
250,000ドル	49,400ドル	40,300ドル	83%
250,000ドル以上	49,400ドル	28,700ドル	47%



- ◆スタンフォード大学 (2024年度授業料65,127ドル)
- 年収100,000ドル未満の家庭の出身者の 場合、授業料、寮費(食費を含む)における家庭の負担は求められない。
- 年収150,000ドル未満の家庭の出身者の 場合、授業料に関する家庭の負担は求められない。
- 寮費のみを納める学生の場合、夏季休暇中のアルバイトや大学内での軽作業等により 5,000ドル分の支払いを求めるにとどめる。

→65%の学部学生が何らかの学資援助を受け取っている。



奨学金制度における主な充実について

昭和18年度~

・ 大学等を対象とした奨学金事業の創設 (無利子奨学金の導入(令和6年度事業規模 約47万人))

昭和59年度~

・ 有利子奨学金の導入(令和6年度事業規模 約66万人)

平成11年度~

・「きぼう21プラン奨学金」の導入

有利子奨学金の貸与人員の大幅増や採用基準の緩和、貸与月額の選択性の導入などの改善

平成16年度~

・ 独立行政法人日本学生支援機構の発足

平成29年度~

・ 給付型奨学金制度の創設 (令和元年度実績 約4万人)

経済的理由により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し

・ 残存適格者の解消

無利子奨学金において、予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)存在。貸与基準を満たしているにもかかわらず貸与を受けられなかった者(**残存適格者)を解消**

令和2年度~

・ 高等教育の修学支援新制度の創設(令和5年度実績 約34万人)

真に支援が必要な低所得者世帯に対する**授業料等減免**および給付型奨学金を大幅に拡充

令和6年度~

・ 高等教育の修学支援新制度の中間層への拡充(令和6年度見込み +約19万人)

高等教育の修学支援新制度について、子供を3人以上扶養している**多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大**あわせて機関要件を厳格化(令和6年度における審査から(令和7年度採用者分から)適用)

・ 授業料後払い制度の創設

大学院修士段階において、**授業料を卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設**卒業後の納付においては、特に、子育で期の納付が過大とならないよう配慮

令和7年度~

・ 多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化 (令和7年度見込み +約29万人)

子供を3人以上扶養している**多子世帯の学生等**について、所得制限を設けず、国が定めた一定の額まで、大学等の授業料・入学金を無償化

学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像

学部 約263.3万人

大学院【修士課程】約19.0万人

大学院【博士課程】約7.6万人

特徴

貸 与

型

▶ 貸与型奨学金により幅広くカバー ▶ 修学支援新制度を創設し、低所 得世帯への手厚い対応を開始

▶ 貸与型奨学金により幅広くカバー

▶ 近年、若手研究者支援(研究力強化対応)の観点 から、給付型の支援を充実

貸与型奨学金

R6予算案事業規模: 8,552億円、113万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育、海外留学を含む

- ○有利子奨学金【世帯年収~1196万】 最大:144万/年(月12万)
- ○無利子奨学金【世帯年収~853万】 最大: 私学自宅外77万/年 (月6.4万)

修学支援新制度

【年収~約600万円】

最大:私学70万円/年

R6予算案 5,438億円、72.7万人 ※高等専門学校、専門学校、通信教育を含む

貸与型奨学金

○有利子奨学金【本人年収~536万】 最大:180万/年(月15万)

R6予算案事業規模:57億円 約5,300人

○無利子奨学金【本人年収~299万】

最大:106万/年(月8.8万) R6予算案事業規模:359億円約40,000人

貸与型奨学金

○有利子奨学金【本人年収~718万】 最大:180万/年(月15万)

R6予算案事業規模:5億円 約400人

○無利子奨学金【本人年収~340万】 最大:146万/年(月12.2万)

R6予算案事業規模:45億円約3,500人

※貸与終了者のうち45%が全免若しくは半免

※貸与終了者のうち3割が全免若しくは半免

優秀者返還免除制度

○ R5年度 60億円 5,535人 (実績)

各大学の授業料免除制度

(国立) R 6 予算案 102億円 約19,000人 ※人数については、全額免除換算

(私立) R6予算案 5億円 約4,000人 ※大学院分予算額(案)を学生数で案分 人数は補助実績に基づ、試算

※R6年度より、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所 得に応じて納付する「授業料後払い」制度を導入予定

各大学の授業料免除制度

<若手研究者支援>

優秀者返還免除制度

○ R5年度 22億円 829人 (実績)

(国立) R 6 予算案 61億円 約11,000人 ※人数は全額免除換算

(私立) R6予算案 1億円 約1,000人 ※大学院分予算額(案)を学生数で案分 人数は補助実績に基づく試算

▶ 従来事業により年180万円以上の支援を受給 約8,600人 •特別研究員(DC) (研究類励金 + 科研費申請可能 + 一部に特別 240万円/年 (最大150万円/年) + 手当36万円)

R6予算案 106億円

- > 新たな博士後期課程学生支援 約11,000人
 - ・博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保

(支援額:原則290万円/年)

R5補正499億円 R6予算案 0.3億円

・国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成 (次世代AI人材育成プログラム) (支援額:原則390万円/年) 195

R5補正 70億円 (※事業全体では213億円)

授業料支援等

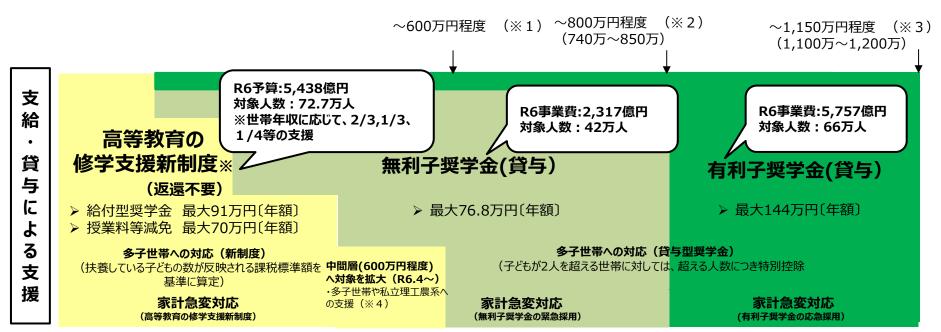
給付型奨学金

授業料等减免

最大:私学自宅外91万円/年

- ※ 消費税率10%への引上げにより財源を確 保し、令和2年4月より実施。 ※R6年度より、中間層の多子世帯・理工農系
- の学生に支援を拡大

国内の大学等に通う学生等への経済的支援



- ※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、 令和2年4月より実施。
- (※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。
- (※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公私立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。
- (※4) 多子世帯については全額支援の1/4支援、私立理工農系については文系との授業料差額に着目し、授業料等減免で支援。

固定利率/変動利率 無利子に利率はなし 令和5年3月貸与終了者 利率固定: 0.905% 利率見直し: 0.300% 貸 所得連動型返還制度(所得の9%) 有利子に所得連動型返還制度はなし 与 型 減額返還制度 > 年収325万以下(給与所得者)などの場合に対象。一定期間、毎月の返還額を当初の2分の1あるいは3分の1に減額。 奨 ※R6.4より、制度を利用可能な年収上限を400万円に引き上げ、毎月の返還額を最大4分の1まで減額できるように見直し。 学 返還期限猶予制度 金 ➢ 経済困難(年収300万円以下(給与所得者))等の理由により、通算10年の猶予が可能。 の 返還免除制度 返 > 死亡または精神若しくは身体の障害 >業績優秀者免除制度(大学院生かつ無利子) 還 自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度 支 (36都府県、695市町村で実施〔R5〕。例えば、3~5年間、当該自治体域内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援) 援

(一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機構に直接返還(※)することで、 本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。 ※R3.4より実施)

高等教育の修学支援新制度について

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給

【支援対象となる学生】<u>住民税非課税世帯</u> 及び <u>それに準ずる世帯 (※)</u>の学生 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

(※) 令和6年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層に支援を拡大

授業料等減免 2,864億円* 給付型奨学金 2,573億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る 地方負担分(470億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,908億円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が<u>学業に専念</u>するため、<u>学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう</u>措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立	高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

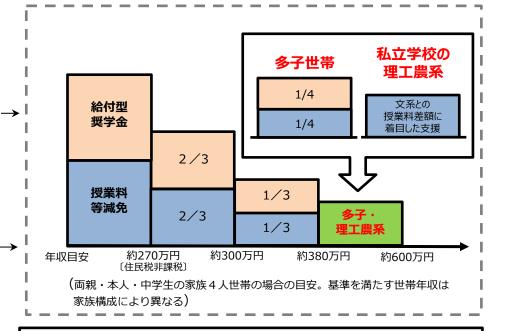
授業料等減免

○ <u>各大学等</u>が、以下の上限額まで<u>授業料等の減免を実施</u>。減免に 要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公	公立	私立		
	入学金 授業料		入学金	授業料	
大学	28万円	54万円	26万円	70万円	
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円	
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円	
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円	

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の 学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件:国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

「こども未来戦略」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について(令和6年度開始)

学部段階(大学・短大・高専・専門学校)向け

1. 授業料減免等の中間層への拡大

|授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援 | 等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収600万円程度まで
- ・多子世帯支援:扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援:学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に
 - 理学・工学・農学が含まれれば対象

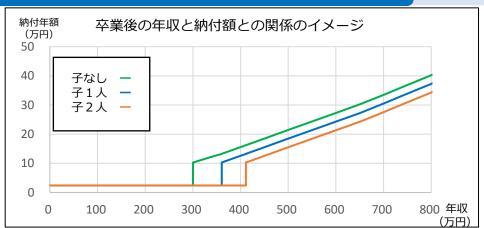
<支給水準>

- ・多子世帯支援:全額支援の1/4支援 ・理工農系支援:文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

大学院生(修士段階)向け

2. 大学院(修士段階)の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。 卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額(約54万円)
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準(約78万円)までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合:課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらない
- ※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする
- ※ 令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定
- ※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債(仮称)」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

- 3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し
- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度 (※返還総額は不変) について、要件等を柔軟化。
- 所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。

当初の返還金額と期間 月々の返還金額が減る分、期間が延びる

<減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から400万円以下に引き上げる こども2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引上げ
- ・返還割合の選択肢を増加(1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類)

<所得連動返還方式>

_ 198

・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

課題

加速化プランでの対応

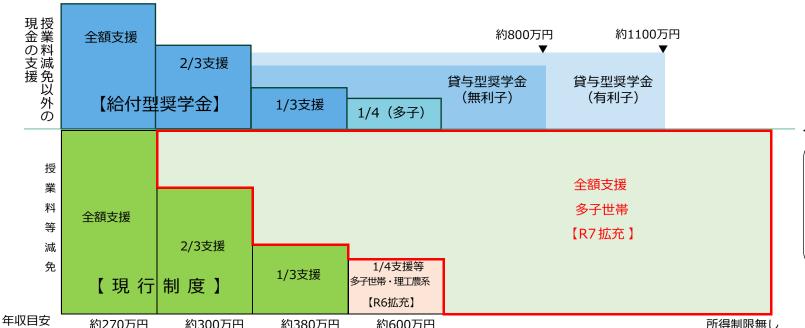
目指す姿

- ◆ 子育てや教育にお金がかかりすぎる ことから、理想の子供の数を断念。 特に、大学など高等教育の費用の負 担が重い
- ◆ これは理想の子供の数が3人以上の 夫婦で顕著

高等教育費支援の大幅拡充

- ●多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化(所得制限なし)
- ▶ <u>多子世帯の学生等</u>については、大学・短大・高専 (4・5年 生)・専門学校の授業料・入学金を**所得制限を設けず無償化**
- *現行制度同様、授業料支援上限は、大学の場合、国公立約54 万円、私立70万円(大学以外も校種・設置者ごとに設定)
- ▶2025 (令和7) 年度から実施
 - * **多子世帯:扶養される子供が3人以上の世帯**(扶養 する子供が3人以上いる間は第1子から無償の対象)

多子世帯であっても、経済 状況にかかわらず、こども を大学等に進学させられる ようになり、理想のこども の数を持てる

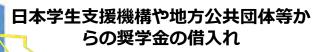


◀ 授業料支援の上限

規行制度と同様、 国公立大学:約54万円 私立大学:70万円 (入学金は国公立約28万円、私立26万円) (大学以外も校種・設置者ごとに設定)

「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に奨学金の返還支援をする地方公共団体の取組を、国としても 推進することにより、若者の地元企業への就職やUIJターンを促す。







返還支援

※ 地方公共団体が貸与する 奨学金については返還を減免





奨学金返還支援に地方公共団体が要した経費は、 特別交付税措置の対象となる



令和5年6月1日現在の 実施地方公共団体数 42都道府県 17市区町村

~地方公共団体が定める支援の要件や内容の例~

【出身地】

「指定せず」「保護者が当該地方公共団体に居住」 【就業・居住】

当該地方公共団体に居住(かつ/または就労) など

【返還支援額】

返還額の1/3、1/2、2/3、1/1など割合を指定した上で、 別途上限額を設ける

など

地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- ・奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額(※1)、 広報経費に対して特別交
- ・対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど(都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定)

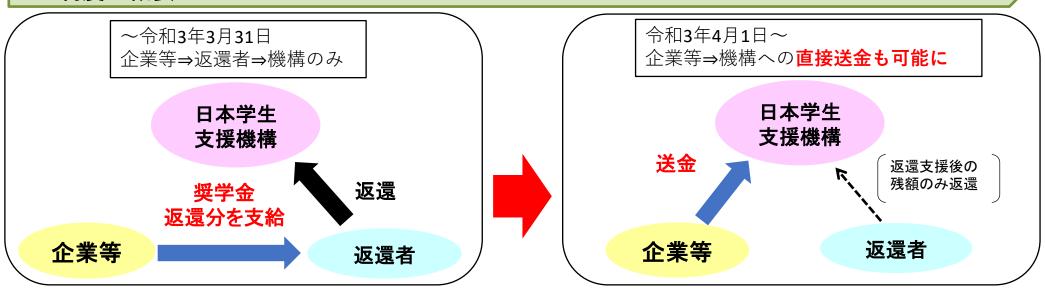
【市町村】

- ・ 奨学金返還支援に係る市町村の負担額(基金の設置は不要)、広報経費に対して特別交付税措置 ・対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど
- ※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。
- ※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。 【道府県】20~24歳人口が流入超過 【市町村】20~24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない(市町村は令和4年度以降の条件を記載)
- ※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。

日本学生支援機構貸与型奨学金 企業による奨学金の代理返還制度

- ○令和3年4月より、日本学生支援機構は、各企業等が社員に対して実施している奨学金の返還支援(代理返還)について、各企業等からの直接送金を受け付けることとした。
- ○制度開始直後の令和3年4月には65社が本制度に登録し、45人が支援対象となったが、令和6年5月末の時点で2,023 社まで登録が拡大し、令和3年度には813人、令和4年度には1,708人、令和5年度には4,477人、令和6年度(5月末時点)には4,037人に支援を行っている。

1. 制度の概要



2. 本制度を利用する場合(企業等から機構へ直接送金すること)の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得る

返還者にとって、返還額が自身 の通常の給与と区分され、かつ 奨学金の返還であることが明確 となるため、その返還額の所得 税は非課税になり得る。

(※)返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

②【法人税】 給与として損金算入が可能

企業等にとって、返還支援に 充てる経費は、使用人の奨学 金の返済に充てるための給付 にあたるので、給与として損 金算入が可能。

③【法人税】 賃上げ促進税制の対象

賃上げ促進税制の一定の要件 を満たす場合には法人税の特 別控除の適用が可能。

(※)賃上げ促進税制:雇用者全体の給与 等支給額の増加額の最大35%(中小企業 等の場合45%)を税額控除

*税額控除上限:法人税額又は所得税額の20%

④【社会保険料】 標準報酬月額の対象外

代理返還した返還金は原則 「報酬」に含まれず、社会保 険料の賦課対象とはならない。

(※)給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれる。

201